

租特透明化法に基づく

## 適用額明細書の記載の手引(単体法人用)

《平成31年4月1日以後終了事業年度》

法人税関係の租税特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税申告書に添付して税務署に提出する必要があります。

この手引は、本制度の概要をはじめ、「適用額明細書」の具体的な記載の仕方や留意点について取りまとめたものです。

「適用額明細書」を作成する際にご参照ください。

令和元年6月

国 税 庁

法人番号 7000012050002

### 社会保障・税番号制度〈マイナンバー制度〉について

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、マイナンバー制度が導入されました。法人税及び地方法人税についても、税務署に申告書や申請書等を提出する際には、原則として、その申告書等に法人番号の記載が必要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



### 法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト





## 凡　　例

略　称	意　義
法、租特透明化法	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成22年法律第8号）
令、租特透明化法施行令	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令（平成22年政令第67号）
法附則	租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律附則
平成25年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成26年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第10号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成27年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法
平成28年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法
平成29年旧措置法	所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法
平成30年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法
平成31年旧措置法	所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法
認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人
特例認定特定非営利活動法人	特定非営利活動促進法第2条第4項に規定する特例認定特定非営利活動法人
震災特例法	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）

（注） この手引は、令和元年6月10日現在の法令に基づいて作成しています。

## 目 次

I	租特透明化法の概要等	1
1	租特透明化法の概要	1
2	Q & A	2
3	適用額明細書の提出までの流れ	5
II	適用額明細書の記載(入力)要領等	6
1	書面で提出する場合の記載要領	6
2	e-Taxソフトで提出する場合の入力要領	9
3	事業種目・業種番号一覧表	12
III	適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方	15
別表一次葉	各事業年度の所得に係る申告書－内国法人の分	15
中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)		
中小企業者等の法人税率の特例(一般社団法人等)		
中小企業者等の法人税率の特例(公益法人等又は協同組合等)		
中小企業者等の法人税率の特例(特定の協同組合等)		
中小企業者等の法人税率の特例(特定の医療法人)		
特定の医療法人の法人税率の特例		
別表一の三次葉	各事業年度の所得に係る申告書－外国法人の分	17
中小企業者等の法人税率の特例(普通法人又は人格のない社団等)		
別表六(八)	試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	18
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(試験研究費の総額に係る税額控除)		
別表六(九)	中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	19
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(中小企業技術基盤強化税制)		
別表六(十)	特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書	20
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(特別試験研究費に係る税額控除)		
別表六(十一)	平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	21
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除		
(平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除)		
別表六(十四)	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	22
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除		
別表六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	23
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除		

別表六(十六) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	24
沖縄の観光地形形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十七) 国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	26
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十八) 國際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	27
國際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(十九) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	28
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十) 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	29
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十一) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	30
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十二) 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書	31
認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十三) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	32
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十四) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	33
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十五) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	34
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十六) 中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書	35
中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除	
別表六(二十七) 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	36
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除	

別表八(一) 受取配当等の益金不算入に関する明細書	37
特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例	
保険会社の受取配当等の益金不算入の特例	
別表十(一) 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書	38
沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例	
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例	
別表十(二) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	39
国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例	
別表十(三) 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	40
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入	
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除	
別表十(四) 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書	41
対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例	
別表十(五) 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書	42
収用換地等の場合の所得の特別控除	
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	
別表十(六) 社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	44
特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例	
社会保険診療報酬の所得の計算の特例	
農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例	
別表十(七) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書	45
特定目的会社に係る課税の特例	
別表十(八) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書	46
投資法人に係る課税の特例	
別表十(九) 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書	47
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例	
別表十一(一) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書	48
中小企業等の貸倒引当金の特例	
別表十二(一) 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書	49
海外投資等損失準備金の損金算入	
別表十二(二) 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書	51
新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入	

<b>別表十二(三) 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する明細書</b>	52
金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入	
<b>別表十二(五) 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書</b>	53
特定災害防止準備金の損金算入	
<b>別表十二(七) 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書</b>	54
原子力発電施設解体準備金の損金算入	
<b>別表十二(八) 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書</b>	55
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入	
<b>別表十二(九) 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書</b>	56
保険会社等の異常危険準備金の損金算入	
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入	
<b>別表十二(十) 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書</b>	57
関西国際空港用地整備準備金の損金算入	
<b>別表十二(十一) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書</b>	58
中部国際空港整備準備金の損金算入	
<b>別表十二(十二) 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書</b>	59
特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入	
<b>別表十二(十三) 農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書</b>	60
農業経営基盤強化準備金の損金算入	
農用地等を取得した場合の課税の特例	
<b>別表十三(四) 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書</b>	61
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
<b>別表十三(五) 特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書</b>	63
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
(所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え)	
(航空機騒音障害区域の内から外への買換え)	
(過疎地域の外から内への買換え)	
(都市機能誘導区域の外から内への買換え)	
(既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え)	
(防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え)	
(所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え)	
(日本船舶から日本船舶への買換え)	
(特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え)	
<b>別表十三(六) 特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書</b>	66
特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例	
<b>別表十三(七) 特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書</b>	67
特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例	

別表十三(ハ) 平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書	68
平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例	
別表十三(九) 税課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書	69
技術研究組合の所得の計算の特例	
別表十三(十) 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書	70
転廃業助成金等に係る課税の特例	
別表十四(二) 寄附金の損金算入に関する明細書	72
認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例	
別表十四(五) 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書	73
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	
別表十六(一) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(二) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書、	
別表十六(三) 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書	
別表十六(五) 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書	74
特別償却及び割増償却	
(高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却)	
(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却)	
(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却)	
(特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却)	
(中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却)	
(革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却)	
(公害防止用設備の特別償却)	
(再生可能エネルギー発電設備等の特別償却)	
(船舶の特別償却)	
(自動車教習用貨物自動車の特別償却)	
(耐震基準適合建物等の特別償却)	
(被災代替資産等の特別償却)	
(関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却)	
(特定事業継続力強化設備等の特別償却)	
(共同利用施設の特別償却)	
(情報流通円滑化設備の特別償却)	
(特定地域における工業用機械等の特別償却)	
(沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却)	
(沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却)	
(特定地域における産業振興機械等の割増償却)	
(医療用機器等の特別償却)	
(障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)	
(事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)	
(企業主導型保育施設用資産の割増償却)	
(特定都市再生建築物等の割増償却)	
(倉庫用建物等の割増償却)	
(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)	

別表十六(七) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書	82
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例	
別表十六(九) 特別償却準備金の損金算入に関する明細書	83
別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)又は別表十六(五)における特別償却又は割増償却を準備金方式で行った場合	
(準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額))	
IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内	88

## I 稟特透明化法の概要等

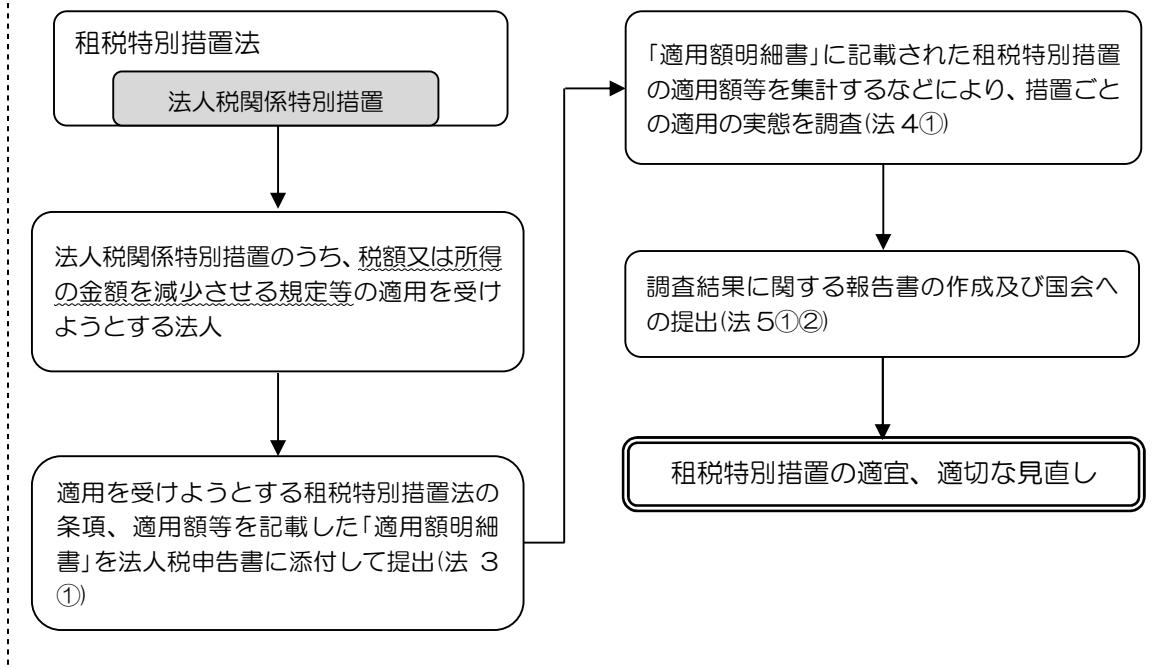
### 1 稟特透明化法の概要

平成22年度税制改正において、租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的とする稟特透明化法が制定されました(法1)。

この法律には、財務大臣が租税特別措置の適用の実態を把握するための調査を行うことが規定されています。この規定により、法人税関係特別措置のうち税額又は所得の金額を減少させる規定等の適用を受けようとする場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付し、税務署に提出する必要があります(法3①)。

また、提出された「適用額明細書」に記載された租税特別措置の適用額等を集計するなど、措置ごとの適用の実態を調査し、調査結果に関する報告書を国会に提出することにより、租税特別措置の適用状況が明らかとなりますから、その効果が検証されることによって、適宜、適切な見直しが行われることになります(法4①、5①②)。

#### ○ 稟特透明化法の流れ



## 2 Q & A

Q1

「適用額明細書」とは何ですか？

A 1 「適用額明細書」とは、法人<sup>(注)</sup>が法人税関係特別措置(Q 2 参照)の適用を受けようとする場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載し、法人税申告書に添付して提出する書類をいい、一覧表形式の様式となっています。

(注) 「法人」には「人格のない社団等」なども含まれます。

Q2

「法人税関係特別措置」とは何ですか？

A 2 「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させる規定等(令2)をいいます。

Q3

なぜ、「適用額明細書」を添付する必要があるのですか？

A 3 租特透明化法は、租税特別措置に関し、その適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的としています。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、その適用状況を記載した「適用額明細書」を法人税申告書に添付することとされています。

(参考) 財務大臣(国税庁長官)は、提出された「適用額明細書」の適用額等を集計するなど租税特別措置の適用実態を調査し、内閣は、その結果を国会へ報告することとされています。

Q4

「適用額明細書」を添付しなかった場合には、どうなりますか？

A 4 租特透明化法では、法人税関係特別措置の適用を受けようとする場合には、「適用額明細書」を法人税申告書に添付しなければならないとされており、これは「適用額明細書」の法人税の確定申告書への添付を義務付けているとともに、確定申告書の提出期限までに提出しなければならないことを定めています。

このため、法人税申告書に「適用額明細書」を添付しなかった場合又は虚偽の記載をした「適用額明細書」を添付した場合には、法人税関係特別措置の適用はないこととされています。

しかしながら、この場合においても、その後誤りのない「適用額明細書」の提出があったときは、故意に添付しなかった場合又は虚偽の記載をした場合を除いて、法人税関係特別措置の適用を受けることができます。

Q5

「適用額明細書」の記載内容に誤りがあったため、再提出しようと考えていますが、再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出すればよいでしょうか？

A 5 「適用額明細書」を再提出する場合には、誤りのあった部分のみ記載して提出するのではなく、適用を受けようとする全ての法人税関係特別措置について記載して提出してください。

Q6

「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、どこで入手できますか？

A 6 「適用額明細書」や「適用額明細書の記載の手引」は、国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))からダウンロードが可能です(掲載場所は、最終ページをご参照ください。)。

Q7

「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信ができますか？

A 7 「適用額明細書」は、国税電子申告・納税システム(e-Tax)による送信が可能です。詳しくは、e-Taxホームページ([www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp))をご参照ください。

Q8

「適用額明細書」の「業種番号」欄は何を記載すればよいでしょうか？

A 8 「適用額明細書」に記載する「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」を確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。

(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の三の「業種目」欄に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

Q9

法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出は必要でしょうか？

A 9 法人税関係特別措置の適用額が変更となる修正申告書を提出する場合には、変更後の「適用額明細書」の再提出が必要となります。

Q10

「適用額明細書」の記載に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A 10 提出された「適用額明細書」には、次のような記載誤りが多く見受けられます。記載誤りがある場合には、正しく記載した「適用額明細書」を改めて提出していただく必要がありますので、ご注意ください。

## 《よくある記載誤り》

### ① 法人税申告書別表からの転記誤り

「期末現在の資本金の額又は出資金の額」、「所得金額又は欠損金額」等は別表一又は別表一の三に記載されたものと同額を記載してください。

### ② 「区分番号」の記載誤り

「区分番号」は、適用を受けようとする法人税関係特別措置が同一であっても、税制改正に伴い、その措置の内容が変更されたことにより、改正前後の「区分番号」が異なる場合がありますので、適用を受けようとする事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、正しく記載してください。

### ③ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等の法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 「中小企業者等の法人税率の特例」(区分番号「00380」)

所得金額が900万円であっても、この措置の適用限度額は、年800万円であるため、「適用額明細書」には、「8,000,000円」と記載してください。

### ④ 「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「所得金額が0円」又は「欠損金額」である場合には、「税額控除」や「中小企業者等の法人税率の特例」のような適用を受けることができない措置の記載は不要です。

**Q11**

「適用額明細書」の提出に当たって何か注意すべき事項はありますか？

A11 作成した「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、法人税申告書に挟み込んで提出してください。

なお、O C R入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。

**Q12**

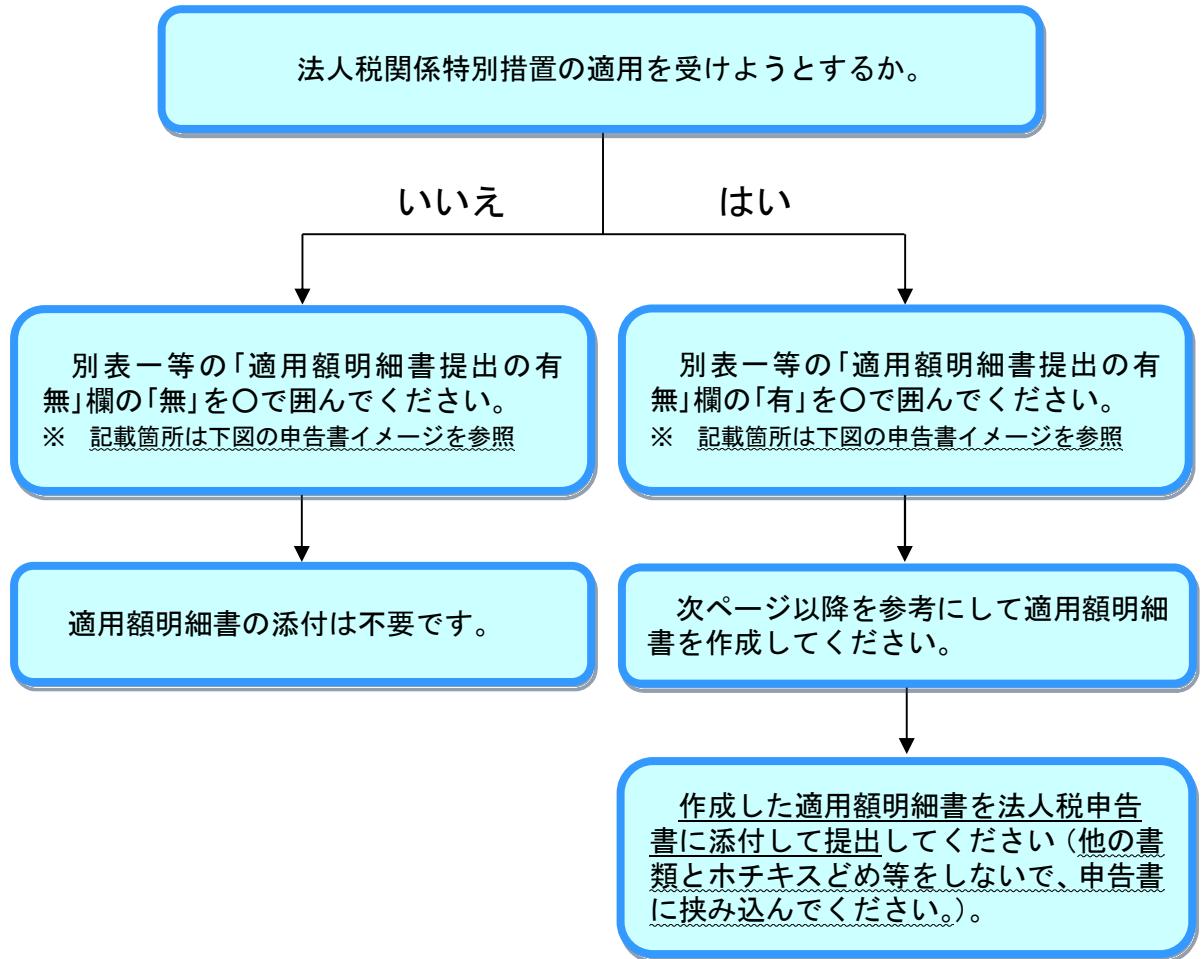
震災特例法の規定により租税特別措置法をみなし適用する場合、その適用額について「適用額明細書」に記載する必要はありますか？

A12 震災特例法の「みなし規定」により租税特別措置法の規定の適用がある場合は、原則として「適用額明細書」への記載は不要です。

なお、震災特例法第17条の5第2項の規定により特別試験研究費の額とみなされるものについて、試験研究費の税額控除の適用を受けようとする場合には、租税特別措置法の規定による試験研究費の税額控除の金額と区分がされずに別表六(十)に記載されることとなりますので、この場合の「適用額明細書」への記載については、別表六(十)に記載した金額をそのまま転記してください。

### 3 適用額明細書の提出までの流れ

適用額明細書の提出までの流れは、次のようになります。



(参考：別表一等の「適用額明細書提出の有無」欄の位置)

		<table border="1"> <tr> <td>翌年以降 送付要否</td> <td><input checked="" type="radio"/> 要</td> <td><input type="radio"/> 否</td> </tr> <tr> <td>適用額明細書 提出の有無</td> <td><input type="radio"/> 有</td> <td><input checked="" type="radio"/> 無</td> </tr> </table>		翌年以降 送付要否	<input checked="" type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 否	適用額明細書 提出の有無	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無
翌年以降 送付要否	<input checked="" type="radio"/> 要	<input type="radio"/> 否							
適用額明細書 提出の有無	<input type="radio"/> 有	<input checked="" type="radio"/> 無							
		<table border="1"> <tr> <td>税理士法第30条 の書面提出有</td> <td><input checked="" type="radio"/> 有</td> </tr> <tr> <td>税理士法第33条 の2の書面提出有</td> <td><input type="radio"/> 有</td> </tr> </table>		税理士法第30条 の書面提出有	<input checked="" type="radio"/> 有	税理士法第33条 の2の書面提出有	<input type="radio"/> 有		
税理士法第30条 の書面提出有	<input checked="" type="radio"/> 有								
税理士法第33条 の2の書面提出有	<input type="radio"/> 有								
<p>※ 提出の状況に応じて「有」又は「無」を○で囲んでください。</p>									

## II 適用額明細書の記載(入力)要領等

### 1 書面で提出する場合の記載要領

「適用額明細書」には、以下のとおり別表一又は別表一の三の記載内容のうち、青の網掛け部分を「適用額明細書」に転記してください。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る記載要領については、P15以降の「III 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

#### 〈記載例〉

##### 別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

##### 別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

#### 【別表一の記載内容】

① 鹿町 税務署長廻		令和2年2月28日		F B O 6 1 1	
納税地 東京都千代田区霞が関3-1-1		法 人 区 分 ⑦ 医薬品卸売業		別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分……平三十一	
電話 (03)3581-4161		資本金又は資本 ⑧ 100,000,000円		整理番号 ⑨ 00456789	
法人名 株式会社 国税商事		同非区分 ⑩ 同社		事業年度 (至)	
法人番号 ④ 9999999999999999		田納税地及び旧法人名等		売上金額	
代表者 記名押印 国税 太郎		添付書類		申告年月日	
代表者 住 所 東京都中央区築地5-3-1				通貨印付印 確認印 手指定 局指定 指導等区分	
平成 令和 ⑤ 01年01月01日 年度分の法人税 確定申告書		翌年以降 送付年 ⑥ 50000000		年月日 申告区分	
平成 令和 01年12月31日 課税事業年度分の地方法人税 確定申告書		(中間申告の場合 平成・令和 年年月月)		法人税 地方税 地方税 法人税	
所得金額又は欠損金額 ⑦ (別表四(7)の①) 1		控除税額 ⑧ (別表六(8)の②) 11028000		税理士法第30条の書面提出有 有	
法人税額 ⑨ ((53)+(54)+(55))		外國税 ⑩ (別表六(10)の20) 計 (17)+(18)		税理士法第33条の書面提出有 有	
適用額明細書の提出をする場合は、必ず「適用額明細書提出の有無」欄の「有」を○で囲んでください。					

#### 【別表一次葉の記載内容】

事 業 年 度 等 31・1・1 01.12.31		法 人 税 额 の 計 算		法 人 税 额 の 計 算	
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)		⑫ 8,000,000		(50) の 15 % 又は 19 % 相当額 53 1,200,000	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)-10億円× $\frac{12}{12}$					
そ の 他 の 所 得 金 (1)-(50)-(51)					

〈記載の手引の掲載内容(概略)〉 ⑩

「租税特別措置法の条項」欄 : 「第42条の3の2第1項の表の第1号」

「区分番号」欄 : 「00380」 ⑪

「適用額」欄 : 「50」欄の金額

## 【別表十六(七)の記載内容】

<b>①</b>	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度 01・12・31	法人名 株式会社 国税商事	( )
御注意  資産区分  これに当期の月 この表は、資産 の適用を受け る場合に御使用 下さい。  万円を 2で除し、 て受け取 れます。		種類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品
		構造	2	事務機器及び 通信機器	事務機器及び 通信機器	事務機器及び 通信機器
		細目	3	電子計算機	複写機	その他の 事務機器
<記載の手引の掲載内容(概略)> ⑬ 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条の5第1項」 「区分番号」欄 : 「00277」 ⑭ 「適用額」欄 : 「8」欄の金額 → ⑮ 630,000						

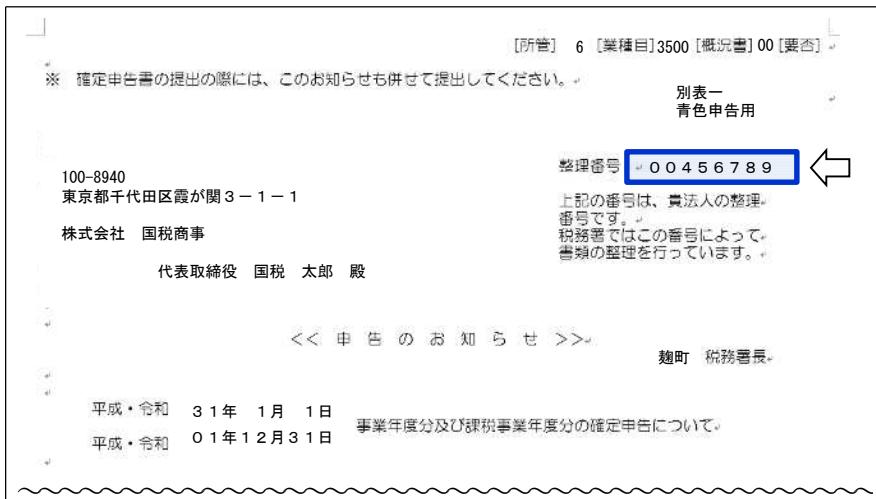
## 【適用額明細書への転記後のイメージ】

株式第一  O C R 入力用 (この用紙は機械で読み取ります。) 当該適用額明細書を再提出する場合は、訂正箇所のみ記入して下さい。		F B 4 0 1 1							
令和2年2月28日 ① 鶴町 権務署長様 納税地 ② 東京都千代田区霞が関3-1-1 (フリガナ) カブシキ インダストリーズ 法人名 ③ 株式会社 国税商事 法人番号 ④ 9999999999999999 期末現在の資本金の額又は出資金の額 ⑤ 100000000 所得金額又は欠損金額 ⑥ 50000000		平成31年01月01日 ⑤ 平成31年01月31日 整理番号 ⑨ 00456789 提出枚数 ⑩ 1枚 うち ⑪ 1枚目 事業種目 ⑦ 医薬品卸売業 業種番号 ⑧ 35 提出年月日 令和2年2月28日							
		事業年度分の適用額明細書 (当初提出分・再提出分)							
		⑩ 42条の3の2第1項第1号 ⑪ 00380 ⑬ 67条の5第1項第1号 ⑭ 00277							
(参考) 区分番号「00596」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成31年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成31年旧措置法」等を記載してください。									
<記載例> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">租税特別措置法の条項</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成31年旧措置法</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第42条の4 第3項 第号</td> </tr> </table>				租税特別措置法の条項		平成31年旧措置法		第42条の4 第3項 第号	
租税特別措置法の条項									
平成31年旧措置法									
第42条の4 第3項 第号									

## ○ 「適用額明細書」の記載及び提出に当たっての留意事項

- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかを○で囲んでください。
- (2) 「提出枚数」欄には、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを記載してください。
- (3) 「整理番号」欄は、別表一又は別表一の三の「整理番号」欄に印字された番号を記載してください。  
(参考) 別表等の送付を希望しない法人で「整理番号」が不明な場合には、申告時期に税務署から郵送される「申告のお知らせ」(前年にe-Taxをご利用の場合には、メッセージボックスに格納されます(P11の「(参考1)『申告のお知らせイメージ』」参照))をご参照ください。

### 「申告のお知らせ」イメージ



- (4) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を記載してください。  
(参考) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、別表一又は別表一の三の「業種目」欄に印字された数字の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。
- (5) 次の事項に留意して、黒のボールペンで丁寧に記載してください。
  - ① □の枠が設けられている数字の記載欄は、位取りを誤らないように注意して、1枠内に1文字を右詰めで記載してください。  
なお、桁あふれが生じる場合は、枠を無視して記載してください。
  - ② 「所得金額又は欠損金額」欄に記載すべき金額がマイナスのときは、その数字の一つ上の桁の枠内に「-」又は「△」を付してください。

(注) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「13」欄の合計額を記載してください。

③ 「法人番号」欄は、平成28年1月1日以後に開始する事業年度について記載する必要があります。
- (6) 記載を終えた「適用額明細書」は、他の書類とホチキスどめ等をしないで、申告書に挟み込んで提出してください。
- (7) OCR入力用の用紙は、機械で読み取りますので、折ったり汚したりしないでください。
- (8) 法人税関係特別措置の適用を受けない場合には、適用額明細書の提出は不要です。

## 2 e-Taxソフトで提出する場合の入力要領

「適用額明細書」をe-Taxソフトで提出する場合には、「申告・申請等基本情報」で入力した項目は、自動で反映されることから、「適用額明細書」は、それ以外の項目を入力してください(青の網掛け部分)。

なお、その他の法人税関係特別措置に係る入力要領については、P15以降の「Ⅲ 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方」をご確認ください。

## 別表一次葉……中小企業者等の法人税率の特例

別表十六(七)…中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例  
の法人税関係特別措置の適用を受ける場合

### 【別表一の入力画面】

### 【別表一次葉の入力画面】

		事業 年度等	平成 31・1・1 令和 1・12・31	法人名	株式会社 国税商事
法人税額の計算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額 以 下 の 金 額 ((1)と800万円× $\frac{12}{12}$ のうち少ない金額)	50	④ 8,000,000	(50) の ⑥ 15 % 又は ⑦ 19 % 相当額	53	1,200,000
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1) - 10億円 × $\frac{12}{12}$	51	000	(51) の 22 % 相当額	54	0
そ の 他 の 所 得 (1) - (50) - (51)	地				
所 得 の 金 額 に 対 す る 法 (33)					
課 稅 留 保 金 額 に 対 す る 法 (24)					

## 【別表十六(七)の入力画面】

<p><b>(1)</b> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書</p> <p>事業年度 又は連結 事業年度</p> <p>平成 31・1・1 令和 1・12・31</p> <p>法人名 (株式会社 国税商事)</p> <p>別表十六(七) 平</p>	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種</td> <td style="width: 10%;">類</td> <td style="width: 10%;">1</td> <td style="width: 10%;">器具及び備品</td> <td style="width: 10%;">器具及び備品</td> <td style="width: 10%;">器具及び備品</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>資</td> <td>産</td> <td>造</td> <td>2</td> <td>事務機器及び通信機器</td> <td>事務機器及び通信機器</td> <td>事務機器及び通信機器</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区</td> <td></td> <td>目</td> <td>3</td> <td>電子計算機</td> <td>複写機</td> <td>その他の事務機器</td> <td></td> </tr> </table>	種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品			資	産	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器		区		目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器	
種	類	1	器具及び備品	器具及び備品	器具及び備品																				
資	産	造	2	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器	事務機器及び通信機器																			
区		目	3	電子計算機	複写機	その他の事務機器																			
<b>&lt;記載の手引の掲載内容(概略)&gt;</b> ⑤ <b>「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条の5第1項」</b> <b>「区分番号」欄 : 「00277」</b> ⑥ <b>「適用額」欄 : 「8」欄の金額</b> → ⑦ <b>500,000 円</b>																									
<small>この表は、資産の適用を受ける場合に当期の月数を12で除して算定する。この表は、資産の適用を受ける場合に当期の月数を12で除して算定する。</small>	<small>この表は、資産の適用を受ける場合に当期の月数を12で除して算定する。この表は、資産の適用を受ける場合に当期の月数を12で除して算定する。</small>	<small>法 0301-1807</small>																							

## 【適用額明細書の入力画面】

様式第一			
令和 2 年 2 月 28 日		自 平成 31 年 1 月 1 日 事業年度分の適用額明細書	
麹町 税務署長殿		至 令和 1 年 12 月 31 日 (◎ 当初提出分・○ 再提出分)	
当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するので、	納 税 地	東京都千代田区霞が関3-1-1	
		電話 (03) 3581 - 4161	
	(フリガナ)	カブシキガイシャ コクセイジョウジ	
	法 人 名	株式会社 国税商事	
	法 人 番 号	9	9999
期 末 現 在 の 資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	円 10,000,000		
所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	円 ① 50,000,000		
整 理 番 号			
提 出 枚 数		1 枚	うち 1 枚目
事 業 種 目		医薬品卸売業	業種番号 35
提 出 年 月 日			
※ 税務署処理欄			
租 税 特 別 措 置 法 の 条 项			
区 分 番 号		適 用 額	
② 第42 条の3の2 第1 項第1号		③ 00380	④ 8,000,000 円
⑤ 第67 条の5 第1 項第1号		⑥ 00277	⑦ 500,000

(参考) 区分番号「00596」のように「租税特別措置法の条項」欄に「平成31年旧措置法」等の記載がある場合には、「租税特別措置法の条項」欄の上部余白部分に「平成31年旧措置法」等を入力してください。

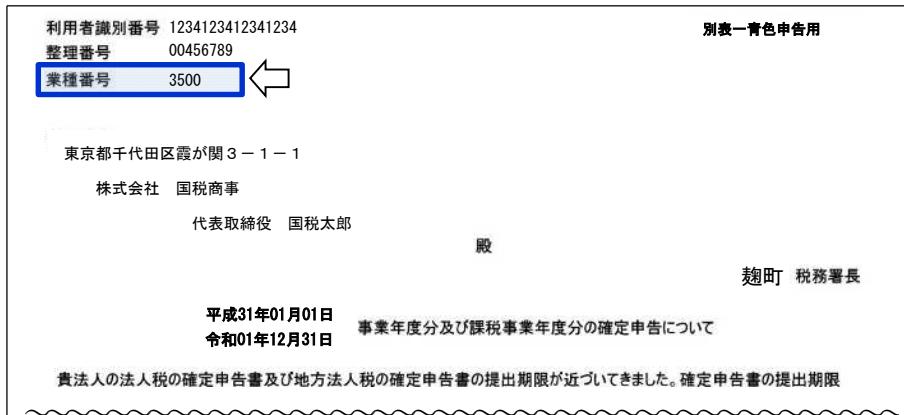
〈記載例〉

租 税 特 別 措 置 法 の 条 项
平成31年旧措置法
第 42 条 の 4 第 3 項 第 一 号

## ○ 「適用額明細書」の入力に当たっての留意事項

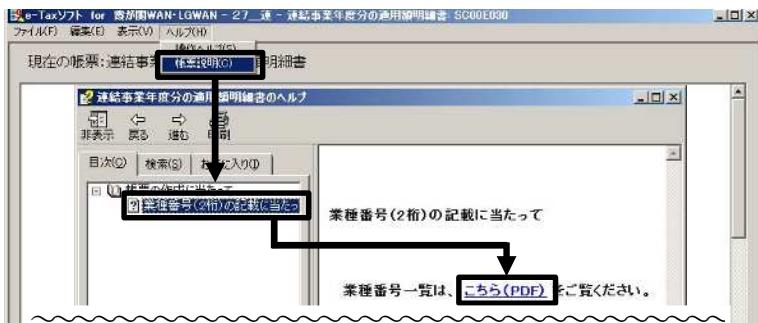
- (1) 「当初提出分」又は「再提出分」欄は、いずれかをチェックしてください。
- (2) 「提出枚数」欄は、提出する「適用額明細書」の「総枚数」とその「適用額明細書」が「何枚目」になるのかを入力してください。
- (3) 「業種番号」欄は、P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」をご確認いただき、該当する「事業種目」欄の「業種番号」を入力してください(「適用額明細書」入力画面の「帳票ヘルプ」からも確認することができます。)。  
(参考1) P12の「3 事業種目・業種番号一覧表」は、「申告のお知らせ」に印字された「業種番号」の上2桁を事業種目別の一覧にしたものです。

「申告のお知らせ」イメージ



(参考2)

「帳票ヘルプ」画面遷移図



- (4) 外国法人にあっては、「適用額明細書」の「所得金額又は欠損金額」欄の金額は、別表一の三の「1」欄及び「13」欄の合計額を入力してください。

### 3 事業種目・業種番号一覧表

事 業 種 目	業種 番号	事 業 種 目	業種 番号	
食料品製造業	01	皮革・同製品製造業	皮革製品 16	
水産食料品		窯業、土石製品、製造業	ガラス・同製品	
調味料			セメント・同製品	
精穀、製粉			建設用粘土製品、耐火物	
砂糖			17 陶磁器・同関連製品	
菓子			その他の窯業・土石製品	
パン類		鉄鋼業	鉄鋼 18	
清凉飲料			銑鉄鋳物	
酒類		非鉄金属製造業	非鉄金属 19	
畜産食料品			構築用金属製品	
その他の食料品			金属打抜き・プレス加工	
製糸、紡績、ねん糸業	02	金属製品製造業	被覆、彫刻、その他の金属表面処理 20	
製糸			くぎ、ボルト、ナット、線材製品	
紡績			その他の金属製品	
機械製造業		金属加工機械 21		
		ねん糸	織維機械	
	織物業	03		農業用機械
	綿・スフ織物			建設機械
	絹・人絹織物			産業用機械
	毛織物			事務用・サービス用・民生用機械器具
	その他の織物			その他の機械
ニット製造業	04	産業用電気機械器具製造業	産業用電気機械器具 22	
染色整理業	05		電子機器	
その他の繊維工業	06		民生用電気機械器具・電球 23	
衣服、その他の繊維製品 製造業	07		通信機械器具製造業 24	
男子服、作業服、学校服			自動車・同付属品	
婦人、子供服			鉄道車両	
ワイヤーハンガー、下着			自転車・オートバイ	
帽子、毛皮製衣服、その他の衣服			船舶	
理化学機械器具等製造業	その他の輸送用機械器具 25			
	その他の繊維製品	計量器、医療器械、理化学機械等		
木材、木製品製造業	08	輸送用機械器具製造業	光学機械器具等製造業 26	
製材			光学機械器具、レンズ、眼鏡	
木製容器			時計・同部品 27	
時計・同部品製造業		時計・同部品 28		
		その他の木製品	がん具、娯楽用品、スポーツ・体育用品	
		事務用品		
家具、装備品製造業	09	その他の製造業	貴金属製品 29	
家具			楽器、レコード	
建具			装身具、装飾品	
プラスチック製品				
その他の家具・装備品			その他の製造	
パルプ、紙、紙製品製造業	10	飲食料品卸売業	米穀類 31	
パルプ、紙			野菜、果物	
紙製容器			食肉	
生鮮魚介類				
その他のパルプ・紙製品			その他の農水畜産物	
新聞、出版、印刷業	11		酒類	
新聞、出版			乾物	
印刷				
製版、製本、その他の印刷物加工				
化学工業	12			
化学肥料				
有機化学工業製品				
化学繊維				
油脂加工品、石けん、塗料等				
医薬品				
その他の化学工業				
石油製品製造業	13			
石油精製				
その他の石油製品				
石炭製品製造業	14			
ゴム製品製造業	15			

事業種目		業種番号	事業種目		業種番号	
飲食料品卸売業	菓子、パン類	31	飲食料品小売業	鮮魚	41	
	その他の飲食料品			野菜、果物		
繊維品卸売業	生糸、繭、原糸、繊維品	32		菓子、パン類		
	呉服、太物			米穀類		
	その他の織物			料理品		
	洋服類			その他飲食料品		
	寝具類	織物小売業	呉服	42		
	靴、履物		洋服地			
	かばん、袋物	衣服、身の回り品小売業	寝具類	43		
	下着類		男子既製服			
	小間物		男子注文服			
	洋品雑貨、その他の繊維品		婦人・子供服			
建築材料卸売業	木材、竹材		33		靴	
	セメント				履物	
	板ガラス				洋品雑貨	
	その他の建築材料				小間物	
家具、建具、じゅう器卸売業	家具、建具		34		その他の衣服・身の回り品	44
	荒物	家具、建具、じゅう器小売業	家具、建具			
	陶磁器・ガラス器		金物			
	その他のじゅう器		荒物			
医薬品、化粧品、卸売業	医薬品		35		陶磁器、ガラス器	
	化粧品				家庭用電気機械器具	
機械器具卸売業	一般機械器具		36		その他のじゅう器	
	自動車・同部品	医薬品、化粧品、小売業	医薬品	45		
	輸送用機械器具		化粧品			
	精密機械器具	百貨店	百貨店	46		
	電気・通信機械器具		各種商品小売			
鉱物、金属材料、卸売業	石炭	37	趣味、娯楽用品等小売業	スポーツ用品	47	
	石油			がん具、娯楽用品		
	鉱物			楽器、レコード		
	鉄鋼			貴金属製品、宝石		
	非鉄金属			その他の趣味・娯楽用品等		
貿易業	貿易	38	その他の小売業	燃料	49	
	輸出			書籍、雑誌		
	輸入			文房具、紙		
その他の卸売業	紙、紙製品	39		中古品		
	再生資源			農機具		
	家庭用金物			写真機、写真材料		
	建築用金物			時計、眼鏡		
	薪炭類			自動車、自転車		
	肥料			土産物		
	文房具			その他の小売		
	がん具、娯楽用品	総合建設業	一般土木建築工事	51		
	貴金属製品、宝石		土木工事			
	その他の卸売		建築工事			
飲食料品小売業	各種食料品		41		木造建築工事	
	酒	職別建設業	職別土木建築工事	52		
	食肉		電気・通信工事			

事業種目	業種番号	事業種目	業種番号
職別建設業	管工事	料理・飲食店業	料亭
	その他の設備工事		日本料理
鉄道業	鉄道		大衆酒場、小料理
道路旅客運送業	乗合バス、貸切バス		外国料理
	ハイヤー、タクシー		すし
道路貨物運送業	貨物自動車		そば、うどん
	その他の道路貨物運送		バー
水運業	水運		キャバレー
倉庫業	倉庫		喫茶
放送・電信・電話業	放送		その他の飲食
	電信・電話	旅館業	温泉旅館、観光ホテル
電気供給業	電気供給		ラブホテル、モーテル
ガス・熱供給業	ガス・熱供給		ホテル、普通旅館
その他の運輸、運輸附帯サービス、水道業	航空運輸		その他の旅館
	運輸附帯サービス	農林業	農業
	水道		林業
対個人サービス業	洗濯	71	漁業、水産養殖業
	洗い張り、染物		漁業
	写真		金属鉱業
	理髪		石炭鉱業
	美容		原油・天然ガス鉱業
	浴場		非金属鉱業
	ソープランド		採石、砂・砂利採取
	駐車場		その他の非金属鉱業
	保育所、老人ホーム	銀行・信託業	銀行
	その他の対個人サービス		信用金庫
対事業所サービス業	広告		信用組合
	物品賃貸		農業協同組合
	情報サービス、興信所		漁業協同組合
	その他の対事業所サービス		その他の銀行・信託
映画業	映画館	72	質屋
	映画サービス		貸金
娯楽業	パチンコ		その他の金融
	ゴルフ場	73	証券、商品取引業
	運動施設		証券、商品取引
	その他の娯楽		保険、保険サービス業
その他のサービス業	土木建築サービス	74	保険、保険サービス
	医療保健		建売、土地売買
	医療関連サービス		不動産代理仲介
	廃棄物処理	75	その他の不動産
	その他のサービス		その他の産業
自動車修理業	自動車修理	76	教育
その他の修理業	機械修理	77	分類不能
	電気機械修理		
	その他の修理		

### III 適用を受けようとする法人税関係特別措置ごとの記載の仕方

別表一次葉 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

#### 別表一次葉

「50」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法 人 税 額 の 計 算					
(1)のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額 (1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	50	000	(50) の 15 % 又は 19 % 相当額	53	
(1)のうち特例税率の適用がある協同組合等の年10億円相当額を超える金額 (1)−10億円× $\frac{1}{12}$	51	000	(51) の 22 % 相当額	54	
そ の 他 の 所 得 金 額 (1)−(50)−(51)	52	000	(52) の 19 % 又は 23.2 % 相当額	55	

地 方 法 人 税 額 の 計 算					
所得の金額に対する法人税額 (33)	56	000	(56) の 4.4 % 又は 10.3 % 相当額	58	
課税留保金額に対する法人税額 (34)	57	000	(57) の 4.4 % 又は 10.3 % 相当額	59	

この申告が修正申告である場合の

P16参照

法 人 税 額 の 申 告 前 の 計 算	所 得 金 額 又 は 欠 損 金 額	60		地 方 の 法 人 税 額 の 申 告 前 の 計 算	所 得 の 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	68	
	課 稅 土 地 讓 渡 利 益 金 額	61			課 稅 留 保 金 額 に 対 す る 法 人 税 額	69	
	課 稅 留 保 金 額	62			課 稅 標 準 法 人 税 額 (68) + (69)	70	000
	法 人 税 額	63			確 定 地 方 法 人 税 額	71	
	還 付 金 額	64	外		中 間 還 付 額	72	
	この申告により納付すべき法人税額 又は減少する還付請求税額 (16)−(63)若しくは(16)+(64) 又は((64)−(28))	65	外 00		欠 損 金 の 繰 戻 し に よる 還 付 金 額	73	
こ の 申 告 前 の 計 算	欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 等 の 当 期 控 除 額	66		こ の 申 告 に より 納 付 す べ き 地 方 法 人 税 額 ((44)−(71))若しくは((44)+(72)+(73)) 又は((72)−(45))+(73)−(45の外書))	74	00	
こ の 申 告 前 の	翌 期 へ 繰 り 越 す 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金	67					

## 別表一次葉

「50」欄に記載があり、中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 1 適用額は、年800万円が上限となります。

2 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

3 適用除外事業者(\*)に該当する普通法人は、本特例の対象から除かれますので、適用額明細書に記載しないでください。

(\*) 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます。

なお、適用除外事業者に係る規定は平成31年4月1日以後開始する事業年度分から適用します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の 第1号	00380 ※1	「50」欄の金額
	第42条の3の2第1項の表の 第2号	00381 ※2	

※1 普通法人のうち、当該各事業年度終了時において資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有していないもの又は人格のない社団等

※2 一般社団法人（非営利型法人に限ります。）、一般財団法人（非営利型法人に限ります。）

公益社団法人、公益財団法人、認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人、マンション建替組合又はマンション敷地売却組合

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の 第3号	00382 ※	「50」欄の金額

※ 公益法人等（一般社団法人等を除きます。）及び協同組合等（特定の協同組合等を除きます。）

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第1項の表の 第4号	00383 ※	「50」欄の金額

※ 特定の医療法人

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等の法人税率の特例	第42条の3の2第2項	00384 ※	「50」欄の金額

※ 特定の協同組合等(\*)

(\*) 法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限ります。）のうち、租税特別措置法第68条第1項第1号から第3号までに掲げる要件の全てに該当する協同組合等

「50」又は「52」欄に記載があり、特定の医療法人の法人税率の特例を適用している場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(注) 別表一「1」欄が「0」又はマイナスの場合、適用額明細書に記載しないでください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の医療法人の法人税率の特例	第67条の2第1項	00395	「50」及び「52」欄の合計金額

## 別表一の三次葉

「46」又は「55」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表一の三次葉 平三十一・四・一以後終了事業年度等分

		事業年度等	・	・	法人名			
法 人 税 额 の 計 算								
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	法 人 税 额 の 計 算	(1) のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((1)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	46	000	法 人 税 额 の 計 算	(13) のうち中小法人等の年800万円相当額以下の金額((13)と800万円× $\frac{1}{12}$ のうち少ない金額)	55	000
	控除税	その他の所得金額(1)-(46)	47	000	控除税	その他の所得金額(13)-(55)	56	000
		(46)の15%又は19%相当額	48			(55)の15%又は19%相当額	57	
		(47)の23.2%相当額	49			(56)の23.2%相当額	58	
	控除税	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	50		控除税	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	59	
		外 国 税 額(別表六の三「15」)	51			その他の国内源泉所得に係る法人税額から控除した金額(19)	60	
		「46」欄及び「55」欄	52					
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	中小企業者等の法人税率の特例を適用している場合							
	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の3の2第1項第1号」							
	② 「区分番号」欄:「00380」							
	③ 「適用額」欄:「46」欄及び「55」欄の金額の合計(円単位)							
	(注) 1 適用額は、「46」欄及び「55」欄それぞれ年800万円が上限となります。 2 別表一の三「1」欄が「0」又はマイナス、かつ、「13」欄が「0」又はマイナスの場合には、適用額明細書に記載しないでください。							
恒久的施設帰属所得に係る所得の金額に係る法人税額の計算等	この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	63		この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額	66			
	この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	64		この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	67			
	この申告前の法人税額	68		この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額((30)-(68))若しくは((30)+(69))又は((69)-(34))	70	外		
	この申告前の還付金額	69	外				00	

## 地 方 法 人 税 额 の 計 算

課 税 標 準 法 人 税 額 (36)	71	000	(71) の 4.4 % 又は 10.3 % 相当額	72	
-------------------------	----	-----	----------------------------	----	--

## この申告が修正申告である場合の計算

この申告前の課税標準法人税額	73	000	この申告前の欠損金の繰戻しによる還付金額	76	
この申告前の確定地方法人税額	74		この申告により納付すべき地方法人税額((42)-(74))若しくは((42)+(75)+(76))又は(((75)-(43))+(76)-(43)の外書))	77	00
この申告前の中間還付額	75				

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・ ・ ・	法人名				
特定税額控除規定の適用可否		可						
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)								
試験研究費の額	1	円	(7) > 8 % の場合 $\frac{9.9}{100} + ((7) - \frac{8}{100}) \times 0.3$	13				
控除対象試験研究費の額	2	円	(7) ≤ 8 % の場合 $\frac{9.9}{100} - (\frac{8}{100} - (7)) \times 0.175$ (0.06未満の場合は0.06)	14				
(1)のうち試験研究費の総額に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3	円	(5) = 0 の場合又は設立事業年度の場合 ((9) > 10 % の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	15	0.085			
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4	円	税額控除割合の計算	16				
比較試験研究費の額 (別表六(十二)「5」)	5	円	税額控除割合の計算	17				
増減試験研究費割合の計算	6	円	税額控除限度額	18				
増減試験研究費割合 (6) (5)	7	円	「24」欄					
試験研究費割合の計算	試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合		<p>① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第42条の4第1項」※1又は「第42条の4第1項」※2</p> <p>② 「区分番号」欄：「00595」※1又は「00637」※2</p> <p>③ 「適用額」欄：「24」欄の金額</p> <p>※1 平成31年旧措置法第42条の4第1項(区分番号：「00595」) 平成31年4月1日前に開始した事業年度</p> <p>※2 第42条の4第1項(区分番号「00637」) 平成31年4月1日以後に開始する事業年度</p>					
税額控除割合の計算	平成31年4月1日前に開始した事業年度	(7) > 5 % $\frac{9}{100} + ((7) - \frac{5}{100}) \times 0.1$ (小数点以下3位 (0.14を超える場合は0.14)	当期税額控除可能額 ((18)と(21)のうち少ない金額)	22				
	(7) ≤ 5 % の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (7)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)	11	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の①」)	23				
税額控除割合の計算	税額控除割合 (10)又は(11) (5) = 0 の場合は0.085)	12	法人税額の特別控除額 (22) - (23)	24				

中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書				事業年度	・	・	法人名		
試験研究費の額	1	円	中小企業者等税額控除限度額 (4) × ((12) 又は 0.12)	13	円				
控除対象試験研究費の額	2								
(1)のうち中小企業者等の試験研究費に係る税額控除の対象とする特別試験研究費の額	3		調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	14					
控除対象試験研究費の額 (2) + (3)	4		当期 (7) > 5 % 又は (7) > 8 % の場合	15			0.35		
増減試験研究費割合の計算	比 較 試 験 研 究 費 の 「20」欄 (別表六(十二)「5」)	税							
	中小企業技術基盤強化税制を適用している場合								
増減試験研究費割合の計算	増減試験研究 (1) - (5)		① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「平成31年旧措置法第42条の4第3項」※1 又は「第42条の4第4項」※2 ② 「区分番号」欄 : 「00596」※1 又は「00638」※2 ③ 「適用額」欄 : 「20」欄の金額						
	増減試験研究 (6) (5)		※1 平成31年旧措置法第42条の4第3項(区分番号 : 「00596」) 平成31年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の4第4項(区分番号 : 「00638」) 平成31年4月1日以後に開始する事業年度						
試験研究費割合の計算	平均売上 (別表六(十二)「10」)	○							
税額控除割合の計算	試験研究費割合 (1) (8)	9	当期税額控除可能額 ((13)と(17)のうち少ない金額)	18					
税額控除割合の計算	割増前税額控除割合 $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5\text{又は}8}{100}) \times 0.3$ (0.12未満の場合、(5)=0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)	10	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	19					
税額控除割合の計算	(9) > 10 % の場合の控除割増率 $((9) - \frac{10}{100}) \times 0.5$ (0.1を超える場合は0.1)	11							
税額控除割合の計算	税額控除割合 (10) + ((10) × (11)) (小数点以下3位未満切捨て) (0.17を超える場合は0.17)	12	法人税額の特別控除額 (18) - (19)	20					

## 別表六(十)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特別試験研究費に係る法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・	・	法人名	
(別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)					可	
特別試験研究費の額 (14の計)又は(17の計)	1	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	7	円	
控除対象済特別試験研究費の額 (別表六(八)「3」)又は(別表六(九)「3」)	2		当期税額基準額 $(7) \times \frac{5\text{又は}10}{100}$	8		
差引対象特別試験研究費の額 (1)-(2)	3		当期税額控除可能額 ((6)と(8)のうち少ない金額)	9		
同上のうち税額控除割合が30%である試験研究に係る特別試験研究費の額 ((3)と(18)のうち少ない金額)	4		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の③」)	10		
(3)のうち税額控除割合が25%である試験研究に係る特別試験研究費の額 (((3)-(4))と(19)のうち少ない金額)	5		法人税額の特別控除額 (9)-(10)	11		
特別研究税額控除限度額 $(4) \times \frac{30}{100} + (5) \times \frac{25}{100} + ((3)-(4)-(5)) \times \frac{20}{100}$	6		法人税額の特別控除額 (9)-(10)			
特別試験研究費の額の明細						
平成31年4月1日前に開始した事業年度の場合	旧措法第42条の4第6項各号の該当号  12  第1号・第2号	特別試験研究の内容  13	特別試験研究費の額  14  円			
	第1号  第1号  第1号  第1号	「11」欄  特別試験研究費に係る税額控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第42条の4第6項」※1 又は「第42条の4第7項」※2 ② 「区分番号」欄：「00565」※1又は「00639」※2 ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額  ※1 平成31年旧措置法第42条の4第6項(区分番号：「00565」) 平成31年4月1日前に開始した事業年度 ※2 第42条の4第7項(区分番号：「00639」) 平成31年4月1日以後に開始する事業年度				
平成31年4月1日以後に開始する事業年度の場合	措法第42条の4第7項各号  15	16	17	円		
	第1号・第2号・第3号  第1号・第2号・第3号  第1号・第2号・第3号  第1号・第2号・第3号					
	計					
(14の計)又は(17の計)のうち(12)又は(15)が第1号である試験研究に係る特別試験研究費の額	18					
(17の計)のうち(15)が第2号である試験研究に係る特別試験研究費の額	19					

## 別表六(十一)

「12」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

平均売上金額の100分の10に相当する金額を超える試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書

事業年	・	・	法人名	
-----	---	---	-----	--

特 定 税 領 控 除 規 定 の 適 用 可 否	可
別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合	
試験研究費の額 1	円 税額控除限度額 7
平均売上金額 (別表六(十二)「10」)	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」) 8
平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除を適用している場合	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第42条の4第7項」 ② 「区分番号」欄：「00012」 ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額	
平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (1) - (3)	当期税額控除可能額 ((7)と(9)のうち少ない金額) 10
試験研究費割合 $\frac{(1)}{(2)}$	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の④」) 11
超過税額控除割合 $((5) - \frac{10}{100}) \times 0.2$	法人税額の特別控除額 (10) - (11) 12

## 別表六(十四)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の  
法人税額の特別控除に関する明細書事業度  
年・  
・

法人名

措法第42条の5第1項各号の該当号	1	第一号	第二号	第三号	第四号	第五号
事業種目	2					
資産区分	種類	3				
	構造、設備の種類又は区分	4				
	細目	5				
分取	取得年月日	6	..	..	..	..
取得	事業の用に供した年月日	7				
得価額	取得価額又は製作費	8				
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9				
	差引改定取得価額 (8) - (9)	10				
法人税額の特別控除額の計算						
取得価額の合計額 ((10)の合計)	11	円	当期税額控除可能額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15	円	
税額限度額 $(11) \times \frac{7}{100}$	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑦」)	16		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	13		法人税額の特別控除額 (15) - (16)	17		
当期税額基準額 $(13) \times \frac{20}{100}$	14					
機械設備等の概要						

別表六  
(十四)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

別表六(十五)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事年	業度	・	・	法人名											
措法第42条の6第1項各号の該当号		1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号											
事 業 種 目		2																
資種類		3																
産機械装置等の名称		4																
区分取 得 年 月 日		5	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・											
分指定事業の用に供した年月日		6	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・											
取取得価額又は製作価額		7	円	円	円	円	円											
得法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8																
価差引改定取得価額		9																
注 人 税 額 の 特 别 控 除 額 の 計 算																		
「16」欄																		
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合																		
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第2項」																		
② 「区分番号」欄：「00043」																		
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額																		
期当 期 税 額 基 準 額 $(12) \times \frac{20}{100}$	13			越	兌額基準額残額 (別表六(二十三)長六(二十四)「15」)		17	円										
					控除限度超過額 (の計)		18											
分当 期 税 額 控 除 可 能 額 $((11) \text{ と } (13) \text{ のうち少ない金額})$	14			分	繰越税額控除可能額 ((17)と(18)のうち少ない金額)		19											
					調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑧」)		20											
当 期 調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の⑨」)	15			当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (19) - (20)	当 期 繰 越 税 額 控 除 額 (19) - (20)		21											
					法人税額の特別控除額 (16) + (21)		22											
翌 期 繰 越 税 額 控 除 限 度 超 過 額 の 計 算																		
事業年度又は連結事業年度		前 期 繰 越 額 又 は 当 期 税 額 控 除 限 度 額	23	當 期 控 除 可 能 額		翌 期 繰 越 額 (23) - (24)	25	越 額										
・ ・		「21」欄		24		25												
中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合																		
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」																		
② 「区分番号」欄：「00044」																		
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額																		
当 期 分		(11)		(14)		外												
合 計																		
機 械 装 置 等 の 概 要																		

別表六(十六)  
「18」又は「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事年	業度	・	・	法人名		
措法第42条の9第1項の表の各号の該当号		1	第号	第号	第号	第号	第号	第号
事業種目		2						
資産区分	種類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細目	5						
	取 得 年 月 日	6	・	・	・	・	・	・
取得価額	事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・	・
	取得価額又は製作価額	8	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	9						
	差引改定取得価額 (8) - (9)	10						
法人税額の特別控除額の計算								
当期	取得価額の合計額 (10)の合計	11	円	前	差引当期税額基準額残額 (15) - (16)	19	円	
	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	12			繰越税額控除限度超過額 (25の計)	20		
	税額控除限度額 $((11) - (12)) \times \frac{15}{100} + (12) \times \frac{8}{100}$	13			同上のうち当期繰越税額控除可能額 (19)と(20)のうち少ない金額)	21		
	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	14		越	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	22		
	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15			当期繰越税額控除額 (21) - (22)	23		
	当期税額控除可能額 (13)と(15)のうち少ない金額)	16			法人税額の特別控除額 (18) + (23)	24		
	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑪」)	17						
当期税額控除額 (16) - (17)		18						
翌期繰越税額控除限度超過額の計算								
事業年度又は連結事業年度	前期繰越額又は 当期税額控除限度額	25	円	翌期 (25)	繰越額 (26)	26	円	
・	・			外			円	
・	・							
・	・							
・	・							
・	・							
・	・							
・	・							
・	・							
・	・							
・	・							
計			(21)					
当期分		(13)		外				
合計			(16)					
機械設備等の概要								

P25参照

**別表六(十六)**

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の観光地形成促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （「1」欄が「第1号」）	第42条の9第1項の表の第1号	00493	「18」欄の金額
沖縄の情報通信産業振興地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （「1」欄が「第2号」）	第42条の9第1項の表の第2号	00494	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （「1」欄が「第3号」）	第42条の9第1項の表の第3号	00495	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （「1」欄が「第4号」）	第42条の9第1項の表の第4号	00496	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除 （「1」欄が「第5号」）	第42条の9第1項の表の第5号	00497	

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除	第42条の9第2項(同条第1項の表の第1号から第5号まで)	00411	「23」欄の金額

別表六(十七)  
「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事年	業度	・	・	法人名		
国家戦略特別区域の名称			1						
特定事業の内容			2						
資産区分	種類	類	3						
	構造、設備の種類又は区分	目	4						
	細目		5						
	国家戦略特別区域担当大臣の確認を受けた事業実施計画に記載されることとなった年月日	記載された年月日	6	・	・	・	・	・	・
分	取得年月日	日	7	・	・	・	・	・	・
	特定事業の用に供した年月日	日	8	・	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	円	9	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	額	10						
	差引改定取得価額 (9) - (10)	円	11						
法人税額の特別控除額の計算									
「25」欄									
(11)のうち(7)が平成31年3月31日以前であるものに係る額の合計額			1	国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合					
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			1	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の10第2項」 ② 「区分番号」欄：「00507」 ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額					
(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額			1						
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			15		(21) × $\frac{20}{100}$	22			
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額			16		当期税額控除可能額	23			
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額			17		((20)と(22)のうち少ない金額)				
税額控除限度額の計算	$((12)-(13)) + ((16)-(17)) \times \frac{15}{100}$ $+ ((13)+(17)) \times \frac{8}{100}$			18	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑫」)	24			
	$((14)-(15)) - ((16)-(17)) \times \frac{14}{100}$ $+ ((15)-(17)) \times \frac{7}{100}$			19					
税額控除限度額 (18) + (19)			20		法人税額の特別控除額 (23) - (24)	25			
機械設備等の概要									

別表六(十八)  
「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事年	業度	・	・	法人名		
国際戦略総合特別区域の名称	1							
特定国際戦略事業の内容	2							
資産区分	種類	3						
	構造、設備の種類又は区分	4						
	細目	5						
	指定法人の指定法人事業実施計画に記載されることとなった年月日	6	・	・	・	・	・	・
	取得年月日	7	・	・	・	・	・	・
分類	特定国際戦略事業の用に供した年月日	8	・	・	・	・	・	・
取得価額	取得価額又は製作価額	9	円	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	10						
額	差引改定取得価額 (9) - (10)	11						
「25」欄		額の計算						

国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11第2項」
- ② 「区分番号」欄：「00301」
- ③ 「適用額」欄：「25」欄の金額

(11)のうち(7)が平成31年4月1日以後であるものに係る額の合計額	14		当期税額基準額	22	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	15		(21) × $\frac{20}{100}$		
(14)のうち(6)が平成31年3月31日以前であるものに係る額	16		当期税額控除可能額	23	
同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物に係る額	17		((20)と(22)のうち少ない金額)		
税額控除限度額の計算	$((12)-(13))+((16)-(17)) \times \frac{12}{100} + ((13)+(17)) \times \frac{6}{100}$	18	調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑬」)	24	
	$((14)-(15))-((16)-(17)) \times \frac{10}{100} + ((15)-(17)) \times \frac{5}{100}$	19	法人税額の特別控除額 (23) - (24)	25	
税額控除限度額	税額控除限度額 (18) + (19)	20			
機械設備等の概要					

## 別表六(十九)

「19」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六  
十九

平三十一・四・一以後終了事業年度分

地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事 業 年 度	・	・	法 人 名		
特 定 税 額 控 除 規 定 の 適 用 可 否 (別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいづれかに該当する場合又は中小企業者若しくは農業協同組合等である場合)						可	
促 進 区 域	1						
承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 内 容	2						
資 産	種 類	3					
	構 造、設 備 の 種 類 又 は 区 分	4					
区	細 目	5					
分	取 得 年 月 日	6	・	・	・	・	・
	承 認 地 域 経 済 牽 引 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	7	・	・	・	・	・
「19」欄							
取 得 価 額 又 は 製 作	地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合						
得 価	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の2第2項」						
額	② 「区分番号」欄：「00599」						
	③ 「適用額」欄：「19」欄の金額						

法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算			
取 得 価 額 の 合 計 額 ((10) の合計)	11	円	調 整 前 法 人 税 額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)
同上のうち機械及び装置並びに器具及び備品に係る額	12		当 期 税 額 基 準 額 $(15) \times \frac{20}{100}$
同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額	13		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((14) と (16) のうち少ない金額)
税 額 控 除 限 度 額 ((12) - (13)) × $\frac{4}{100}$ + (13) × $\frac{5}{100}$ + ((11) - (12)) × $\frac{2}{100}$	14		調 整 前 法 人 税 額 超 過 構 成 額 (別表六(六)「7の⑭」)
			法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (17) - (18)
機 械 設 備 等 の 概 要			19

## 別表六(二十)

「18」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	事業年度	・	・	法人名		
地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた日	1	・	・	・	・	・
計画の区分及び事業実施地域	2	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型	拡充型・移転型
資産種類	3					
構造又は区分	4					
細目	5					
区分取得意年月日	6	・	・	・	・	・
分事業の用に供した年月日	7	・	・	・	・	・
取得意価額		円	円	円	円	円
法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合				
額差引改定取得価額 (8) - (9)		① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の11の3第2項」 ② 「区分番号」欄：「00570」 ③ 「適用額」欄：「18」欄の金額				

法人税額の特別控除額の計算						
取得意額の合計額 ((10)の合計)	11	円	当期税額基準額 $(14) \times \frac{20}{100}$	15	円	
同上のうち移転型計画に係る額	12		当期税額控除可能額 ((13)と(15)のうち少ない金額)	16		
税額控除限度額 $((11) - (12)) \times \frac{4}{100} + (12) \times \frac{7}{100}$	13		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の15」)	17		
調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」)	14		法人税額の特別控除額 (16) - (17)	18		

建物等の概要						

別表六(二十)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

## 別表六(二十一)

「20」又は「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・	・	法人名	
認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に関する事項						
認定年月日 (変更の認定年月日)	・ ・ ・	事業実施地域				
				平成30年改正法附則第91条第1項の規定の適用の有無		有・無
地方事業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
当期の開始日の前日における雇用者の数 (別表六(二十一)付表「3の①」-「4の①」)	1	人	税額控除限度	(3) $\geq 8\%$ 若しくは (3) $\geq 10\%$ 又は (1) = 0 の場合 $60\text{万円} \times (8) + 50\text{万円} \times (10)$	12	円
基準雇用者数 (別表六(二十一)付表「5の①」) (マイナスの場合は 0)	2			5\% \leq (3) < 8\% の場合 $30\text{万円} \times ((8) + (9)) + 20\text{万円} \times ((10) + (11)) \times 1.5$	13	
基準雇用者割合 (2) (1)	3					
「20」欄						
給与等支 (別表六(二十一)付表)			地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合）を適用している場合			
比較給与等 (別表六(二十一)付表)			① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第1項」			
地方事業所基準 (別表六(二十一)付表) (マイナスの場合)			② 「区分番号」欄：「00624」			
調整地方事業所基準 (2)と(6)のうち少ない数			③ 「適用額」欄：「20」欄の金額			
特定新規雇用者 ((7)と別表六(二十一)付表「6」のうち少ない数)						
対象移転型特定新規雇用者数 (8)と別表六(二十一)付表「7」のうち少ない数)	9		当期税額控除可能額 ((15)と((17)-(別表六(二十)「16」))のうち少ない金額)	18		
対象非特定新規雇用者数及び 非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十一)付表「10」+「12」)	10		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	19		
対象移転型非特定新規雇用者数及び 対象移転型非新規基準雇用者数の合計 (別表六(二十一)付表「11」+「13」)	11		当期税額控除額 (18)-(19)	20		
地方事業所特別基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算						
基準年度	・ ・	人	地方事業所特別税額控除限度額 $30\text{万円} \times (25) - (25\text{の内書}) + 20\text{万円} \times (25\text{の内書})$	26		円
「30」欄			差引当期税額基準額残額 (17)-(別表六(二十)「16」)-(18)	27		
地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合）を適用している場合			当期税額控除可能額 ((26)と(27)のうち少ない金額)	28		
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12第2項」			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	29		
② 「区分番号」欄：「00625」			当期税額控除額 (28)-(29)	30		
法人税額の特 (20)+(30)	別控除額			31		

## 別表六(二十二)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附  
をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書別表六  
二十二

平三十一・四・一以後終了事業年度分

事 年 度	業 度	・	・	法 人 名	
特 定 寄 附 金 の 領 の 合 計 額 (19の計)	1	円	住 民 税 領 控 除 額 の 計 算 の 基 礎 と 算	調 整 前 法 人 税 額 (6)	11
税 額 控 除 基 準 額 $(1) \times \frac{20}{100}$	2	円		法 人 税 額 調 整 加 算 額 (別表一「7」+別表六(三十)「31」)	12
差 引 税 額 控 除 基 準 額 残 額 (2) - (18)	3	円		法 人 税 額 中 小 企 業 者 等 以 外 の 法 人 (別表六(十三)「15」+「20」)+別表六(十四)「15」+(別表六(十五)「14」+「19」)+(別表六(十六)「16」+「21」)+(別表六(二十三)「14」+「19」)+(別表六(二十四)「15」+「20」)+(別表六(二十八)「20」+「25」)+別表六(二十九)「11」)	13
特 定 寄 附 金 基 準 額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4	円		中 小 企 業 者 等 (別表六(九)「18」+別表六(十)「9」+別表六(十一)「10」)+(別表六(十二)「15」+「20」)+別表六(十四)「15」+(別表六(十五)「14」+「19」)+(別表六(十六)「16」+「21」)+別表六(十九)「17」+別表六(二十)「16」+(別表六(二十一)「18」+「28」)+(別表六(二十三)「14」+「19」)+(別表六(二十四)「15」+「20」)+別表六(二十五)「22」+(別表六(二十六)「19」+別表六(二十七)「20」)+(別表六(二十八)「25」)+別表六(二十九))	14
税 額 控 除 限 度 額 ((3)と(4)のうち少ない金額)	5	円		計 ((13)又は(14))	15
「10」欄 認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合 の法人税額の特別控除を適用している場合					
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の2第1項」					
② 「区分番号」欄：「00589」					
③ 「適用額」欄：「10」欄の金額					
当 期 税 額 控 除 可 能 額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	円	税 額 の 計 算	控 除 对 象 個 別 帰 属 調 整 額 等	16
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑯」)	9	円		住 民 税 額 控 除 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 法 人 税 額 (15) - (16) ((12) > ((15) - (16)) の場合は(12))	17
法 人 税 額 の 特 别 控 除 額 (8) - (9)	10	円	算	住 民 税 額 控 除 額 (17) × $\frac{2.58\text{又は}1.4}{100}$	18
特 定 寄 附 金 に 関 す る 明 细					
寄 附 し た 年 月 日	寄 附 先	ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 寄 附 活 用 事 業 の 内 容	特 定 寄 附 金 の 額		
.				19	円
.					
.					
		計			

## 別表六(二十三)

「16」又は「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合 の法人税額の特別控除に関する明細書			事業 年 度	:	:	法人名				
経営の改善に関する指導及び助言を受けた認定経営革新等支援機関等の名称			1							
事 業 種 目			2							
資種類			3							
産設備の名称			4							
区分得年月日			5	・	・	・	・	・		
指定事業の用に供した年月日			6	・	・	・	・	・		
取 得 価 額	取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	7	円	円	円	円	円	円		
	法人税法上の圧縮記帳による 積立金計上額	8								
	差引改定取得価額 (7) - (8)	9								
人 税 额 の 特 别 控 除 額 の 計 算										
「16」欄										
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の 特別控除を適用している場合										
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第2項」										
② 「区分番号」欄：「00448」										
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額										
期	当期税額基準額 $(12) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六(十五)}\text{「14」})$	13			繰 越 分	額基準額残額 (別表六(十五)「17」 (二十四)「15」)	円	17		
						余限度超過額 (計)	円	18		
分	当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14			調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑩」)	19	円			
						20	円			
						当期繰越税額控除額 (19) - (20)	円	21		
当期税額控除額 (14) - (15)			16		法人税額の特別控除額 (16) + (21)			22		
翌期繰越税額控除限度超過額の計算										
前期繰越額又は 事業年度又は連結事業年度			前期 当期 税額 控除 限度 額	当期 控除 可能 額	翌期 繰 越 額 (23) - (24)					
「21」欄				24		25				
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別 控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合										
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の3第3項」										
② 「区分番号」欄：「00449」										
③ 「適用額」欄：「21」欄の金額										
合 計										
設 備 の 概 要										

別表六  
二十三

平三十一・四・一以後終了事業年度分

別表六(二十四)

「17」又は「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書			事業年度	・	・	法人名			
事業種目		1							
資産区分	種類	2							
	設備の種類又は区分	3							
	細目	4							
	取得年月日	5	・	・	・	・	・	・	・
	指定事業の用に供した年月日	6	・	・	・	・	・	・	・
「17」欄			円	円	円	円	円	円	円

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の4 第2項」
  - ② 「区分番号」欄：「00603」
  - ③ 「適用額」欄：「17」欄の金額

法 人 税 额		の 特 别 控 除 额 の 計 算	
当 期 分	取 得 価 额 の 合 计 额 (9) の合計)	10	円
	同上のうち特定中小企業者等に係る額	11	前
	税 额 控 除 限 度 额 $((10)-(11)) \times \frac{7}{100} + (11) \times \frac{10}{100}$	12	期
	调 整 前 法 人 税 额 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	13	續
	当 期 税 额 基 準 额 $(13) \times \frac{20}{100} - (\text{別表六(十五)「14」}) - (\text{別表六(二十三)「14」})$	14	越
	当 期 税 额 控 除 可 能 额 (12) と (14) のうち少ない金額)	15	
	调整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	16	分
	当 期 税 额 控 除 额 (15) - (16)	17	当 期 税 额控除額
差 引 当 期 税 额 基 準 额 残 额 (14) - (15) - (別表六(十五)「19」) - (別表六(二十三)「19」)		18	円
繩 越 税 额 控 除 限 度 超 過 额 (24の計)		19	
同上のうち当期繩越税額控除可能額 (18) と (19) のうち少ない金額)		20	
調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)		21	
当 期 税 额控除額 (20) - (21)		22	
法 人 税 额 の 特 別 控 除 额 (17) + (22)		23	

「22」欄 25 26

- 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している

  - ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第42条の12の4 第3項」
  - ② 「区分番号」欄:「00604」
  - ③ 「適用額」欄:「22」欄の金額

・	・		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除(前期からの繰越税額控除がある場合)を適用している場合
・	・		
・	・		
計			① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第42条の12の4 第3項」
当 期 分	(12)		② 「区分番号」欄 : 「00604」
合 計			③ 「適用額」欄 : 「22」欄の金額
機 械 設 備 等 の 概 要			

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	・	・	法人名		
雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十五)付表「13」)	15	円		
比較雇用者給与等支給額 (28)	2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (15) (マイナスの場合は0)	16			
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3						
継続雇用者給与等支給額 (33の①)	4		法 人 税 額 控 除 限 度 (14) ≥ 20% 又は (11) = (13) > 0 の場合 (16) × $\frac{20}{100}$	17			
継続雇用者比較給与等支給額 (33の②)又は(33の③)	5						
継続雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		同上以外の場合 (16) × $\frac{15}{100}$	18			
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ ((5) = 0 の場合は0)							
国内設備投資額 当期償却費総額 (36)			給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合				
当期償却費総額の90%相当額 $(9) \times \frac{90}{100}$			① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」 ② 「区分番号」欄：「00626」 ③ 「適用額」欄：「24」欄の金額				
教育訓練費の額 比較教育訓練費の額 (41)	12		額 の 計 算 当期税額基準額 (20) × $\frac{20}{100}$	21			
教育訓練費増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13		当期税額控除可能額 ((19)と(21)のうち少ない金額)	22			
教育訓練費増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12) = 0 の場合は0)	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の④」)	23			
比較雇用者給与等支給額の計算							
前事業年度又は前連結事業年度 給与等の支給額	25	国内雇用者に対する 適用年度の月数 (25)の前事業年度又は 前連結事業年度の月数	26	27	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)	28	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
		円		⋮	⋮	⋮	⋮
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算							
事業年度等又は連結事業年度等	29	継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度	30	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等	31	前一年事業年度等特定期間 ③	32
雇用者給与等支給額	(1)	円	(26)	円	⋮	⋮	⋮
同上のうち継続雇用者に係る金額	31						
適用年度の月数 (29の③)の月数	32						
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (31)又は(31) × (32))	33	円		円	⋮	⋮	⋮
当期償却費総額の計算							
損益計算書に計上された減価償却費の額	34	円	当期償却費総額	36	円		
剩余金の処分の方法により特別償却準備金として 積み立てた金額その他上記以外の金額	35		(34) + (35)				
比較教育訓練費の額の計算							
事業年度又は連結事業年度 教育訓練費の額	37	適用年度の月数 (37)の事業年度又は 連結事業年度の月数	38	39	改定教育訓練費の額 (38) × (39)	40	
調整対象年度	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 	41	計					
比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (40の計) ÷ (調整対象年度数)							

## 別表六(二十六)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年	度	・	・	法人名		
雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十六)付表「13」)	12	円			
比較雇用者給与等支給額 (25)	2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)	13				
調整前雇用者給与等支給額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)								
継続雇用者給与等支給額 (30の①)								
継続雇用者比較給与等 (30の②)又は(30の ③)								
継続雇用者給与等支給額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6		の 特 別 控 除 額 の 計 算	祝計額算	中小企業者等税額控除限度額 (14)又は(15)	16		
継続雇用者給与等支給増加割合 (6) (5) ((5)=0の場合は0)	7				調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	17		
教育訓練費の額	8	円			当期税額基準額 (17) × $\frac{20}{100}$	18		
中小企業比較教育訓練費の額 (35)	9				当期税額控除可能額 (16)と(18)のうち少ない金額)	19		
教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10				調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の④」)	20		
教育訓練費増加割合 (10) (9) ((9)=0の場合は0)	11				法人税額の特別控除額 (19) - (20)	21		
比較雇用者給与等支給額の計算								
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額		適用年度の月数 (22)の前事業年度又は 前連結事業年度の月数		比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)			
22	23		24		25			
⋮	⋮	円	⋮		⋮	円		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算								
事業年度等又は連結事業年度等		継続雇用者給与等支給額の計算	継続雇用者比較給与等支給額の計算					
		適用年度	前事業年度等		前一年事業年度等特定期間			
		①	②		③			
雇用者給与等支給額	26		⋮	⋮	⋮	⋮		
同上のうち継続雇用者に係る金額	27	(1)	円	(23)	円	円		
適用年度の月数 (26の③)の月数	28							
継続雇用者給与等支給額及び 継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は((28) × (29))	29	円		円		円		
中小企業比較教育訓練費の額の計算								
事業年度又は連結事業年度	教育訓練費の額		適用年度の月数 (31)の事業年度又は 連結事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (32) × (33)			
31	32		33		34			
調整対象年度	⋮	円	⋮		⋮	円		
中 小 企 業 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 の 計 算	(34の計) ÷ (調整対象年度数)		計					
中 小 企 業 比 較 教 育 訓 練 費 の 額	35							

## 別表六(二十七)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事 業 年 度	・	・	法 人 名		
特 定 税 領 控 除 規 定 の 適 用 可 否							
別表六(七)「3」、「7」若しくは「10」の要件のいずれかに該当する場合又は 中小企業者若しくは農業協同組合等である場合							
革新的情報産業活用設備の名称		1					
資 産 区 分	種 類	2					
	設 備 の 種 類 又 は 区 分	3					
	細 目	4					
	取 得 年 月	5	・	・	・	・	・
分 事 業 の 用 に 供 し た 年	「22」欄 革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の6 第2項」 ② 「区分番号」欄：「00630」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額						
取 得 価 額 又 は 製 作 価 値							
法 人 税 額 の 特 别 控 除 額 の 計 算							
取 得 価 額 の 合 計 額 ((9)の合計)	10	円	調 整 前 法 人 税 額	18	円		
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (27の①)	11		(別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)				
継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (27の②)又は(27の③)	12		当 期 税 額 基 準 額 (18) × $\frac{20}{100}$ 又は $\frac{15}{100}$	19			
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((17)と(19)のうち少ない金額)	20			
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 割 合 $\frac{(13)}{(12)}$ ((12)=0の場合は0)	14		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の⑤」)	21			
税 額 控 除 限 度 額 の 計 算	15	円	法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (20) - (21)	22			
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算							
		継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算		継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
		当 期		前 事 業 年 度 等		前一年事業年度等特定期間	
		①		②		③	
事 業 年 度 等 又 は 連 結 事 業 年 度 等		23	：	：	：	：	：
雇 用 者 給 与 等 支 給 額		24	円	円	円	円	
同上のうち継続雇用者に係る金額		25					
当期の月数 (23の③)の月数		26					
継 続 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 及 び 継 続 雇 用 者 比 較 給 与 等 支 給 額 (25)又は((25) × (26))		27	円	円	円	円	
設 备 の 概 要							

別表六(二十七)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

## 別表八(一)

「12」若しくは「25」欄に記載がある場合又は「38」欄に「特定株式投信」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

<b>御注意</b>	<b>① 受取配当等の益金不算入に関する明細書</b>			事 業 度	・ ・ ・	法人名			
<b>と記載し、「39」及び「40」の各欄には、貸借対照表に計上されている特別償却準備金及び圧縮記帳に係る積立金の額がある場合の当該特定株式投資信託については、「非支配目的株式等」の各欄に記載しますが、このとき、「38」欄には「特定株式投信」</b>	当年度実績により負債利子等の額を計算する場合			基準年度実績により負債利子等の額を計算する場合					
	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)			1	円	完全子法人株式等に係る受取配当等の額 (31の計)	14	円	
<b>関連法人株式等</b>	受取配当等の額 (34の計)			2		受取配当等の額 (34の計)	15		
	負	当期に支払う負債利子等の額	3		負	当期に支払う負債利子等の額	16		
	連結法人に支払う負債利子等の額	4			国外支配株主等に係る負債の利子等の損金不算入額、関連者等に係る支払利子等の損金不算入額又は恒久的 られるべき資本に対応利子の損金不算入額5と別表十七(二の二)「24」又は(別表十七(二の二)「29」二)「17」のうち多い金額)	17			
	<b>「12」又は「25」欄</b>					額の損金算入額七(二の三)「10」)	18		
						計 -(17)+(18)	19		
						1日から平成29年3 の間に開始した各事業 利子等の額の合計額	20		
						年度の関連法人株式等 子等の額の合計額	21		
						子控除割合 (21) (20) 下3位未満切捨て)	22		
						受取配当等の額から控除する負債利子等の額 (19)×(22)	23	円	
	その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)			11		その他株式等に係る受取配当等の額 (37の計)	24		
	非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)			12		非支配目的株式等に係る受取配当等の額 (43の計)	25		
	受取配当等の益金不算入額 (1)+((2)-(10))+(11)×50%+(12)×(20%又は40%)			13		受取配当等の益金不算入額 (14)+((15)-(23))+(24)×50%+(25)×(20%又は40%)	26		
	当年度実績による場合の総資産価額等の計算								
<b>区分</b>	総資産の帳簿価額			連結法人に支払う負債利子等の元本の負債の額等	総資産価額 (27)-(28)	期末関連法人株式等の帳簿価額			
	27			28	29	30			
<b>前期末現在額</b>				円	円	円			
<b>当期末現在額</b>									
<b>計</b>									
受取配当等の額の明細									
<b>完全子法人株式等</b>	法 人 名	本店の所在地	受取配当等の額の計算期間	受取配当等の額	31				
	<b>「38」欄</b>							円	
<b>関連法人株式等</b>	法 人 名	本店の所在地				不算入の対象となる金額 (32)-(33)			
						34		円	
<b>その他株式等</b>	法 人 名	本店の所在地	受取配当等の額	35	36	37		円	
<b>非支配目的株式等</b>	法 人 名	本店の所在地	基準日	保有割合	受取配当等の額	左のうち益金の額に算入される金額 (35)-(36)	益金不算入の対象となる金額 (41)-(42)		
	又は銘柄	38	39	40	41	42	43	円	
	<b>計</b>								

## 別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## (3) 沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事年	業度	：	：	法人名	
----	----	---	---	-----	--

地区 又 は 地 域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分  〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号	所得 得	所 得 金 額	仮 計	5	円						
			第2号	「9」欄	沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第1号」)									
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第60条第1項第1号」 ② 「区分番号」欄 : 「00208」 ③ 「適用額」欄 : 「9」欄の金額														
設立年月日 2														
算 $(7) \times \frac{40}{100}$														
特別 <small>(1)は が第 第2 号 1の 号 場合 又合</small>														
特別控除額 <small>(8)</small>														
「9」欄														
沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2号」)														
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第60条第1項第2号」 ② 「区分番号」欄 : 「00425」 ③ 「適用額」欄 : 「9」欄の金額														
事業種目 4														
計算 <small>の 場 合</small>														
特別控除額 <small>(5) × <math>\frac{40}{100} \times (12)</math></small>														
金融活性化特別 <small>内において常時 する従業員の数</small>														
使用する従業員の総数 11														
従業員割合 <small>(10) (11)</small>														
「13」欄														
沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2項」)														
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第60条第2項」 ② 「区分番号」欄 : 「00544」 ③ 「適用額」欄 : 「13」欄の金額														

別表十(一)  
平三十一・四・一以後終了事業年度分

## 別表十(二)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(3) 国家戦略特別区域における指定法人の所得又は連結所得の特別控除に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度		・	・	法人名	( )	
	国家戦略特別区域の名称	1			所得金額 又は 連結所得金額 仮計	又は 連結所得金額 仮計	円
設立年月日	2	・	・	特 別 别 別	(別表四「25の①」又は別表四の二「33の①」)	5	
指定法人としての指定を受けた日	3	・	・	控除	軽減対象所得金額又は 軽減対象連結所得金額	6	
特定事業の内容	4			額の	(5)と(6)のうち少ない金額	7	
				計算	特別控除額 $(7) \times \frac{20}{100}$	8	

## 「8」欄

国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第61条第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00594」
- ③ 「適用額」欄：「8」欄の金額

## 別表十(三)

「16」又は「43」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① ⑥	探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入及び新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書	事業年度 又は連結事業年度	・	・	法人名	( )						
		I 探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入に関する明細書										
準 備 金 の 名 称 1												
当 期 積 立 額 2		円										
積 立 度 額 の 計 算 3	当期の指定期間内の鉱物の販売による収入金額			翌期繰越額の計算 12	期首探鉱準備金の金額又は期首海外探鉱準備金の金額	円						
積 立 度 額 の 計 算 4	取引基準額 $(3) \times \frac{12}{100}$			3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計) 13								
積 立 度 額 の 計 算 5	(3)の収入金額に係る費用等の額			同上以外の場合による益金算入額 (26の計) + (27の計) 14								
積 立 度 額 の 計 算 6	鉱物の販売に係る所得金額 (3) - (4)			計 (13) + (14) 15								
積 立 度 額 の 計 算 7	「16」欄											
探鉱準備金又は海外探鉱準備金の損金算入を適用している場合												
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第58条第1項」※1、「第58条第9項」※2 又は「第58条第2項」※3												
② 「区分番号」欄：「00203」※1※2 又は「00482」※3												
③ 「適用額」欄：「16」欄の金額												
※1 第58条第1項(区分番号：「00203」) 探鉱準備金の損金算入(※2に該当するもの以外)												
※2 第58条第9項(区分番号：「00203」) 探鉱準備金の損金算入(適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合)												
※3 第58条第2項(区分番号：「00482」) 海外探鉱準備金の損金算入												
積 立 限 度 8												
積 立 事 業 9												

積 立 限 度 10	円	円	円	円	円	円
積 立 事 業 11						
積 立 事 業 12						
積 立 事 業 13						
積 立 事 業 14						
積 立 事 業 15						
積 立 事 業 16						
積 立 事 業 17						
積 立 事 業 18						
積 立 事 業 19						
積 立 事 業 20						
積 立 事 業 21						
積 立 事 業 22						
積 立 事 業 23						
積 立 事 業 24						
積 立 事 業 25						
積 立 事 業 26						
積 立 事 業 27						
積 立 事 業 28						
積 立 事 業 29						
積 立 事 業 30						
積 立 事 業 31						
積 立 事 業 32						
積 立 事 業 33						
積 立 事 業 34						
積 立 事 業 35						
積 立 事 業 36						
積 立 事 業 37						
積 立 事 業 38						
積 立 事 業 39						
積 立 事 業 40						
積 立 事 業 41						
積 立 事 業 42						
積 立 事 業 43						

II	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除を適用している場合					
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 1	当期に支出した新鉱床当期の探鉱用機械設備の(29)のうち国内の新鉱	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第59条第1項」※1 又は「第59条第2項」※2	2	3	4	5
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 2	(29)のうち海外の新鉱	② 「区分番号」欄：「00205」※1 又は「00483」※2	6	7	8	9
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 3	(30)の額を超える益金算入	③ 「適用額」欄：「43」欄の金額	10	11	12	13
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 4	探鉱費 1 (29)又は((31) - (32)) (マイナスの場合は0)	※1 第59条第1項(区分番号：「00205」) 新鉱床探鉱費の特別控除	14	15	16	17
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 5	3年又は5年を経過した場合の益金算入額 (25の計)	※2 第59条第2項(区分番号：「00483」) 海外新鉱床探鉱費の特別控除	18	19	20	21
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 6	任意取崩し等の場合の益金算入額 (26の計)	特 別 控 除 額 (33)、(36)と(42)のうち少ない金額)	22	23	24	25
探 鉱 費 基 準 額 の 計 算 7	益金算入基準額 (34) + (35)	43				

## 別表十(四)

「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(3)	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入又は益金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	.	.	法人名		
			.	.				
I 日本船舶による収入金額に係る所得又は連結所得の金額の損金算入額又は益金算入額の計算								
日本船舶・船員 確保計画の認定日	1	.	認定計画に記載 された計画期間	2	:	準日本船舶につき 国土交通大臣の 確認を受けた日	3	.
日本船舶ごとの純トン数に応じた利益の金額の計算								
一日 当 た り 利 益 金 額 の 計 算	日本船舶の名称	4						
	日本船舶の純トン数	5	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	(5)のうち1,000トン以下の純トン数	6						
	$((6) \times \frac{1}{100} \times 120\text{円})$ 又は $((6) \times \frac{1}{100} \times 180\text{円})$	7	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち1,000トンを超える10,000トン以下の純トン数	8	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((8) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円})$ 又は $((8) \times \frac{1}{100} \times 135\text{円})$	9	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち10,000トンを超える25,000トン以下の純トン数	10	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((10) \times \frac{1}{100} \times 60\text{円})$ 又は $((10) \times \frac{1}{100} \times 90\text{円})$	11	円	円	円	円	円	円
	(5)のうち25,000トン超の純トン数	12	トン	トン	トン	トン	トン	トン
	$((12) \times \frac{1}{100} \times 30\text{円})$ 又は $((12) \times \frac{1}{100} \times 45\text{円})$	13						
	日本船舶の一日当たり利益金額 (7)+(9)+(11)+(13)	14						
	日本船舶の持分比率	15						
	日本船舶の稼動日数	16	日	日	日	日	日	日
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額 (14)×(15)×(16)	17	円	円	円	円	円	円	
損金算入額又は益金算入額の計算								
日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額 (別表十(四)付表一「25」)	18	円	損金算入額 (18)-(19)	20	円			
日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額 (17)の合計額	19		益金算入額 (19)-(18)	21				
II 日本船舶・船員確保計画の認定を取り消された場合の益金算入額の計算								
認定の取消日	22	.	計画の認定を取り消された場合の益金算入額 (26の合計)	23	円			
前定期額までの合に計損額金の計算に算入された	事業年度又は連結事業年度	日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額	日本船舶の純トン数に応じた利益の金額の合計額	損金算入額 (24)-(25)				
		24	25	26				
		⋮	⋮	⋮				
		⋮	⋮	⋮				
		⋮	⋮	⋮				
		⋮	⋮	⋮				
		⋮	⋮	⋮				
	合計							

## 別表十(五)

「22」、「37」、「42」、「47」又は「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十五  
平三十一・四・一以後終了事業年度分

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

## I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		譲渡資産の帳簿価額	12	円
	公共事業者から買取り等の申出を受けた年月日	2	・	同上のうち補償金等の額に対する部分の帳簿価額	13	
	収用換地等による譲渡年月日	3	・	譲渡経費の額	14	
	譲渡資産の種類	4		支出した譲渡経費の額	15	
取得した補償金等の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5	円	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	16	
	同上以外の補償金の額	6		差引譲渡経費の額 (14) - (15)	17	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		同上のうち補償金等の額に係る譲渡経費の額	18	
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		譲渡益の額 (9) + (10) - (11) - ((12)又は(13)) - ((16)又は(17))	19	
P43参照	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	9		当期前において設けた特別勘定の金額で、当期において益金の額に算入して特別控除の規定の適用を受ける金額	20	
	取得した補償金等の額 (5) + (6) + (7) + (8)	10	西額	特別控除額 5,000万円 - (20)	21	
		11	西額	特別控除額 (((18)又は(19))と(21)のうち少ない金額)	22	

## II 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業実行者等の名称	23		特定を定めた譲渡住宅地造成事業等のための額	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	円
特定事業の用地買収等により譲渡した年月日	24	(	・	1,500万円 - (38)	39	
取 得 し た 対 價 の 額	25	円	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	40		
交 換 取 得 資 產 の 価 額	26		特別控除残額 5,000万円 - (40)	41		
交換取得資産につき支払った交換差金の額	27	等算	特別控除額 ((32)、(39)と(41)のうち少ない金額)	42		
特定事業の用地買収等により譲渡した部分の帳簿価額	28		農譲渡保有の場合の特別控除額	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
支 出 し た 譲 渡 絏 費 の 額	29		800万円 - (43)	44		
譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	30	合理化の特別控除額	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	45		
差 引 譲 渡 絏 費 の 額 (29) - (30)	31	農地の等計算	特別控除残額 5,000万円 - (45)	46		
譲 渡 益 の 額 (25) + (26) - (27) - (28) - (31)	32	農地の等計算	特別控除額 ((32)、(44)と(46)のうち少ない金額)	47		
特定を定めた譲渡土地の特別控除額	33	特し定たの場	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、2,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48		
2,000万円 - (33)	34	長合契の	1,000万円 - (48)	49		
当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	35	所持別土控	当該譲渡の日の属する年ににおいて譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定並びに1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	50		
特別控除額 5,000万円 - (35)	36	地除等額をの	特別控除残額 5,000万円 - (50)	51		
特別控除額 ((32)、(34)と(36)のうち少ない金額)	37	譲計渡算	特別控除額 ((32)、(49)と(51)のうち少ない金額)	52		

**別表十(五)**

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用換地等の場合の所得の特別控除	「第65条の2第1項」、「第65条の2第2項」若しくは「第65条の2第7項」又は「租税特別措置法施行令第39条の3第6項」	00217	「22」欄の金額

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の3第1項	00218	「37」欄の金額

「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の4第1項	00358	「42」欄の金額

「47」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除	第65条の5第1項	00220	「47」欄の金額

「52」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の長期所有土地等の所得の特別控除	第65条の5の2第1項	00221	「52」欄の金額

## 別表十(六)

「6」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①	社会保険診療報酬に係る損金算入、農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除及び特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書	事業年度	.	.	法人名	( )
		又は連結事業年度	.	.		

別表十六

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## I 社会保険診療報酬に係る損金算入に関する明細書

医業又は歯科医業に係る総収入金額	1	円	損金算入額の計算	医業又は歯科医業に係る経費の額	4	円
同上の中社会保険診療報酬に係る収入金額	2			同上の中社会保険診療報酬に係る経費の額	5	
損金算入限度額 (16) (1)の金額が7,000万円超である場合は0)	3		損金算入額 (3) - (5)	6		

## 損金算入限度額の計算

「6」欄 社会保険診療報酬の所得の計算の特例を適用している場合	法定経費率による経費の額
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条第1項」	
② 「区分番号」欄 : 「00485」	
③ 「適用額」欄 : 「6」欄の金額	
2,500万円を超える3,000万円以下の金額	8 (7) × $\frac{72}{100}$ 12
3,000万円を超える4,000万円以下の金額	9 (8) × $\frac{70}{100}$ 13 62
4,000万円を超える5,000万円以下の金額	10
計 (2) (7) + (8) + (9) + (10)	11

## 「22」欄

農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条の3第1項」

② 「区分番号」欄 : 「00376」

③ 「適用額」欄 : 「22」欄の金額

## II 農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得又は連結所得の特別控除に関する明細書

譲渡原価の額の計算	肉用牛の売却に係る原価の額	17	円	特別控除額の計算	肉用牛の売却に係る収益の額	20	円
	肉用牛の売却に係る経費の額	18			譲渡原価の額 (19)	21	
	譲渡原価の額 (17) + (18)	19			特別控除額 (20) - (21)	22	

## III 特定の基金に対する負担金等の損金算入に関する明細書

基 金 に 係 る 法 人 名	23					
「27」欄 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第66条の11第1項」						
② 「区分番号」欄 : 「00374」				号 第	号 第	号
③ 「適用額」欄 : 「27」欄の金額						
当期に支出した負担金等の額	26	円	円	円	円	円
同上のうち損金の額に算入した金額	27					

## 別表十(七)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## (4) 特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

事年	業度	：	：	法人名
----	----	---	---	-----

別表十(七)  
平三十一・四・一以後終了事業年度分

配当の額の計算	利 液 の 配 当 の 額	1	円	特 定 社 債 の 当 期 末 残 高	14	円
	み な し 配 当 の 額	2				
	配 当 の 額 (1) + (2)	3			$(14) \times \frac{5}{100}$	15
配当可能な利益の額の計算	税引前当期純利益金額	4		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	16	
	前期繰越損失の額	5		$(15) - (16)$	17	
	減損損失の額	6		当期に償還した特定社債の額の合計額	18	
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7		特定譲渡等により調達された資金のうち特定社債の償還に充てられた金額	19	
	配当可能利益の額 (4) - (5) - (7)	8		$(18) - (19)$	20	
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8)-(23)) (マイナスの場合は0)	9		損金の額に算入される減価償却費の額	21	
	$(9) \times \frac{90}{100}$	10		$(20) - (21)$ (マイナスの場合は0)	22	
	(3)が(10)を超える場合の(3)の額	11		特定社債の発行をしている場合の調整額 $(17) + (22) \times 2$	23	
	所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	12				
	支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 (11)と(12)のうち少ない金額)	13				

## 「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額

## 別表十(八)

「11」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## (4) 投資法人の支払配当の損金算入に関する明細書

事業度  
年  
：  
：

法人名

別表十八  
平三十一・四・一以後終了事業年度分

配 当 等 の 額 の 計 算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	税 引 前 当 期 純 利 益 金 額	12	円
	みなし配当等の額(出資等減少分配に係る部分の金額を除く。)	2		前 期 繰 越 損 失 の 額	13	
	小 計 (1) + (2)	3		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の 合 計 額 (別表十(八)付表「5の計」)	14	
	出 資 等 減 少 分 配 の 額	4		一時差異等調整積立金の積立額	15	
	同上に係るみなし配当等の額	5		繰越利益等超過純資産控除項目額 (別表十(八)付表「14」)	16	
	配 当 等 の 額 (3) - (4) + (5)	6		買 換 特 例 圧 縮 積 立 金 個 別 控 除 額 の う ち 当 期 加 算 額 (別表十(八)付表「35の計」)	17	
	配 当 可 能 利 益 の 額 (23)	7		一時差異等調整積立金の取崩額	18	
「11」欄 投資法人に係る課税の特例を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第67条の15第1項」 ② 「区分番号」欄 : 「00397」 ③ 「適用額」欄 : 「11」欄の金額				繰越利益等超過純資産控除額のうち当期加算額 別表十(八)付表「42」)	19	
				引 計 (13) - (14) - (15) - (16) + (17) + (19) マイナスの場合は0)	20	
((3)又は(6))が(8)を超える場合の(6)の額				利 益 超 過 分 配 金 額	21	
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)				出 資 総 額 戻 入 金 額	22	
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 ((9)と(10)のうち少ない金額)				配 当 可 能 利 益 の 額 (20) + ((21) - (22))	23	

別表十(九)

「16」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

④ 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額等の損金算入に関する明細書

法人名

別表十  
(九)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

## I 特定目的信託に係る受託法人の利益の分配の額の損金算入に関する明細書

利益の分配額の計算	金 銭 の 分 配 の 額	1	円	社債的受益権に係る受証券の発行をした場合の調整額	社債的受益権の元本の当期末残高	17
	超 過 分 配 額	2				
	利 益 の 分 配 の 額 (1) - (2)	3			$(17) \times \frac{5}{100}$	18
	税引前当期純利益金額	4			期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	19
	前期繰越損失の額	5				
	減損損失の額	6			$(18) - (19)$	20
	$(6) \times \frac{70}{100}$	7				
	差引計 (4) - (5) - (7)	8			当期に償還した社債的受益権の元本の額の合計額	21
	(社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合には、(8) - (26) (マイナスの場合は0)	9			特定譲渡等により調達された資金のうち社債的受益権の元本の償還に充てられた額	22
	超過分配額 (2)	10				
「16」欄					$) - (22)$	23
特定目的信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第68条の3の2第1項」						
② 「区分番号」欄 : 「00398」						
③ 「適用額」欄 : 「16」欄の金額						
(12) $\times$ 100	13		場			
(1)が(13)を超える場合の(3)の額	14		合			
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	15		の			
利益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する額 $((14) + (15))$ のうち小さい金額)	16		調			
			整			
					社債的受益権に係る受益証券の発行をしている場合の調整額 $(20) + (25) \times 2$	26

## II 特定投資信託に係る受託法人の収益の分配の額の損金算入に関する明細書

収益の分配額の計	総 分 配 額	27	円	税引前当期純利益金額	34	円
	超過分配額	28		配期首欠損金の額	35	
	△の分配額	29		減損損失の額	36	
	「33」欄			× $\frac{70}{100}$	37	
特定投資信託に係る受託法人の課税の特例を適用している場合				能収益額 (35) - (37) の場合は0)	38	
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第68条の3の3第1項」				分配額 (28)	39	
② 「区分番号」欄：「00399」				超過分配事業年度後に (39)に充てられた金額	40	
③ 「適用額」欄：「33」欄の金額				分配可能収益の額 (38) + (39) - (40)	41	
所 得 金 額 合 計 (別表四「34の①」)	32	の 計	算			
収益の分配の額のうち 当期の損金の額に算入する金額 ((31)と(32)のうち少ない金額)	33					

## 別表十一(一の二)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )		
当 期 繰 入 額	1	円	前3年内事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度)末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9	円				
繰 期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額 (24の計)	2	貸 倒	(9) 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10					
入 貸 倒 実 繰 額 (17)	3	倒 実	前合貸3に倒年はれ内当に事該よ業事る	11					
度 「7」欄			令第96条第6項第2号イの貸倒れによる損失の額の合計額	12					
額 の 中小企業等の貸倒引当金の特例を適用している場合			損金の額に算入された令第96条第6項第2号ロの金額の合計額	13					
度 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成31年旧措置法第57条の9第3項」			に算入された令第96条第6項第2号ハの金額の合計額	14					
額 ② 「区分番号」欄:「00392」			に算入された令第96条第6項ニの金額の合計額						
の ③ 「適用額」欄:「7」欄の金額									
計 繰 入 限 度 額 ((2) × (3)) 又は ((4) × (5))	6	の	るる場の (11) + (12) + (13) - (14)	15					
算 公 益 法 人 等 ・ 協 同 組 合 等 の 繰 入 限 度 額 (6) × $\frac{102, 104, 106, 108}{100}$ 又は 110	7	計	12 (15) × 前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計	16					
繰 入 限 度 超 過 額 (1) - ((6) 又は (7))	8	算	貸 倒 実 繰 額 $\frac{(16)}{(10)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	17					
一括評価金銭債権の明細									
勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18)のうち税務上貸倒れがとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額	個別評価の対象となった売掛債権等の額及び非適格合併等により合併法人等に移転する売掛債権等の額	法第52条第1項第3号に該当する法人の令第96条第9項各号の金銭債権以外の金銭債権の額	連結完全支配関係がある連結法人に対する売掛債権等の額 (18) + (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	期末一括評価金銭債権の額 (18) + (19) - (20) - (21) - (22) - (23)	実質的に債権とみられないものの額 (24) - (25)	差引期末一括評価金銭債権の額 (24) - (25)
	18	19	20	21	22	23	24	25	26
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
計									
基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細									
平成27年4月1日から平成29年3月31までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	27	円	債 権 か ら の 控 除 割 合 $\frac{(28)}{(27)}$ (小数点以下3位未満切捨て)	29					
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	28	円	実質的に債権とみられないものの額 (24の計) × (29)	30					

別表十一(一の二)  
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
特 定 法 人 の 名 称 等			(第 号該当法人)	1			円
本店又は主たる事務所の所在地			翌期繰越額の計	2		期首海外投資等損失準備金の金額	12
資源開発投資法人等の認定			当期益金算入額の計	3	第 号	5年経過後5年間平均等益金算入額(25の計)	13
特 定 株 式 等 の 認 定			同上以外の場合による益金算入額(26の計)	4	第 号	計(13)+(14)	14
当 期 積 立 額			当期積立額のうち損金算入額(5)-(11)	5		15	16
積立限度額の計算	当期において取得した特定株式等の取得年月日			6	・	期末海外投資等損失準備金の金額(12)-(15)+(16)	17
	(6)の特定株式等のうち期末に有するものの取得価額			7		貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	18
	同上の $\frac{20\text{又は}5}{100}$					差引(18)-(17)	19
	取得年度に特定帳簿価額を減額した金額					貸借対照表の取崩不足額(15)-(5)-((18)-前期の(18))	20
	積立限度額(8)-(9)			10		当期に生じた差額の合計額(11)+(20)	21
	積立限度超過額(5)-(10)			11	前前期分以	前期末における差額(前期の(19))	22
益 金 算 入 額 の 計 算							
積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額		翌期繰越額(24)-(25)-(26)	
				5年経過後5年間平均等益金算入による場合(23)× $\frac{60}{60}$	(25)以外の場合		
				23	24	25	26
積か立ち事業年度を終経了のし日の翌も日の	・	円	円	円	円	円	27
	・						
	・						
	・						
	・						
	・						
	・						
積か立ち事業年度を終経了のし日の翌も日の	・						
	・						
	・						
	・						
	・						
	・						
	・						
当 期 分							
計			円	円	円	円	

別表十二(一)

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(一)

「16」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
海外投資等損失準備金(資源開発事業法人(第1号該当法人で第3号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第1号)	00188	「16」欄の金額
海外投資等損失準備金(資源開発投資法人(第2号該当法人で第4号該当法人を除く。))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第2号)	00189	
海外投資等損失準備金(資源探鉱事業法人(第3号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第3号)	00190	
海外投資等損失準備金(資源探鉱投資法人(第4号該当法人))	「第55条第1項」又は「第55条第9項」 (同条第1項第4号)	00191	

※ 「第55条第9項」は適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します。

## 別表十二(二)

「4」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )	別表十二(二)
投資事業有限責任組合の名称	1				当期積立額	4	平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分
特定新事業開拓投資事業計画の認定を受けた日	2 平	・	・	積立限度額の計算	適用事業年度終了の時において有する新事業開拓事業者の株式の帳簿価額の合計額	5	
認定特定新事業開拓投資事業計画の実施期間	3	・	・	積立限度額の計算	$(5) \times \frac{50\text{又は}80}{100}$	6	
				積立限度超過額	(4) - (6)	7	

## 「4」欄

新事業開拓事業者投資損失準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成31年旧措置法第55条の2第1項」※1又は「平成31年旧措置法第55条の2第4項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00542」
- ③ 「適用額」欄：「4」欄の金額（「6」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

① 金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入に関する 明細書		事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
事 業 場 の 名 称	1		翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 準 備 金 の 金 額	7	円
特 定 施 設 の 名 称	2			鉱害防止積立金の取戻しを した場合の益金算入額	8	
当 期 準 備 金 積 立 額	3	円		同上以外の場合による 益 金 算 入 額	9	
積 立 限 度 の 積 立 限 度 額 の 計 算	4			計 (8) + (9)	10	
積 立 限 度 の 積 立 限 度 額 の 計 算	5	円		当期準備金積立額のうち 損 金 算 入 額 (3) - (6)	11	
積 立 限 度 超 過 額	6			期 末 金 属 鉱 業 等 鉱 害 防 止 準 備 金 の 金 額 (7) - (10) + (11)	12	
			貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 紹	貸借対照表に計上されている 金属鉱業等鉱害防止準備金	13	
				差 引 (13) - (12)	14	
			当 期 分	貸借対照表の取崩不足額 (10) - ((3) - ((13) - 前期の(13)))	15	
				当期に生じた差額の合計額 (6) + (15)	16	
			前 期 以 前 分	前期末における差額 (前期の(14))	17	

## 「11」欄

金属鉱業等鉱害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第55条の2第1項」※1※3  
又は「第55条の2第7項」※2※3
- ② 「区分番号」欄：「00192」
- ③ 「適用額」欄：「11」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

※3 区分番号「00192」は、令和元年度税制改正前の租税特別措置法の条項（「平成31年旧措置法第55条の5第1項」又は「平成31年旧措置法第55条の5第7項」）により適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和元年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（「第55条の2第1項」又は「第55条の2第7項」）を記載してください。

## 別表十二(五)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定廃棄物最終処分場に係る特定災害防止準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
特定廃棄物最終処分場の所在地	1	翌期繰越益金算入額	期首特定災害防止準備金の金額	6	円	
特定廃棄物最終処分場の名称	2	の計	維持管理積立金の取戻しをした場合の益金算入額	7	円	
当期準備金積立額	3	算	同上以外の場合による益金算入額	8	円	
積立限度額  〔当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額〕	4	貸借対照表の金額と の差額の明細	当期準備金積立額のうち 損金算入額 (3) - (5)	10	円	
積立限度超過額 (3) - (4)	5	当期分	期末特定災害防止準備金の金額 (6) - (9) + (10)	11	円	
		前期以前分	貸借対照表に計上されている特定災害防止準備金 (12)	12	円	
			差引 (12) - (11)	13	円	
		当期	貸借対照表の取崩不足額 (9) - (3) - ((12) - 前期の(12))	14	円	
		当期	当期に生じた差額の合計額 (5) + (14)	15	円	
		前期以前分	前期末における差額 (前期の(13))	16	円	

## 「10」欄

特定災害防止準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第56条第1項」※1又は「第56条第7項」※2
- ② 「区分番号」欄：「00194」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

別表十二(五)

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十二(七)

「23」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二(七) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 原子力発電施設解体準備金の損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
特定原子力発電施設の名称	1		翌期首原 子 力 発 電 施 設 解 体 準 備 金 の 金 額	18			円
積立期間	2	．．					
当期積立額	3	円	当期 当期 解 体 費 用 を 支 出 し た 場 合 の 益 金 算 入 額	19			
積立当期末の解体費用見積額	4		繰越 益 金 算 入 額 の 計 算				
累積限度基準額 $(4) \times \frac{90}{100}$	5		累積限度超過額 (17)	20			
前期以前の損金算入額の合計額 (前期以前の(23)の合計)	6		その他の場合による 益金算入額	21			
前期以前の積立限度超過額の合計額 (前期以前の(11)の合計)	7		計 (19) + (20) + (21)	22			
前期以前の累積限度超過取崩額の合計額	8						
計 (6) + (7) - (8)	9						
積立限度額 $((5) - ((9) \times \frac{90}{100})) \times \frac{\text{当期の月数}}{\text{当期以後の積立期間の月数}}$	10		当期積立額のうち損金算入額 (3) - (11)	23			
積立限度超過額 (3) - (10)	11		期末原子力発電施設解体準備金の金額 (18) - (22) + (23)	24			
累積限度基準額 (5)	12		貸 貸借対照表に計上されている 原子力登録施設解体準備金	25			
「23」欄			原子力発電施設解体準備金の損金算入を適用している場合				
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4第1項」※1又は「第57条の4第10項」※2 ② 「区分番号」欄：「00197」 ③ 「適用額」欄：「23」欄の金額			※1 ※2に該当するもの以外 ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合				
累積限度超過額の前算入額 (前期以前の(17)の合計)	10		この差額の明細 の期初分	当期に生じた差額の合計額 (11) + (27)	28		
差引原子力発電施設解体準備金の金額 (13) - (14) - (15)	16		前期以前分	前期末における差額 (前期の(26))	29		
当期累積限度超過額 (16) - (12)	17						

## 別表十二(八)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
特定原子力施設の名称	1		貸	貸借対照表に計上されている 特定原子力施設炉心等 除 去 準 備 金	11	円
当期準備金積立額	2	円	借			
積立限度額  〔当期中に原子力損害賠償・廃炉等支援機構に積み立てた廃炉等積立金の金額〕	3		対 照 表		12	
積立限度超過額  (2) - (3) (マイナスの場合は0)	4		の	差 (11) - (10)	12	
翌期首特定原子力施設炉心等除去準備金の金額	5	金 額	當 期	貸借対照表の取崩不足額 (11))	13	
<b>「9」欄</b>						
特定原子力施設炉心等除去準備金の損金算入を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の4の2第1項」						
② 「区分番号」欄：「00614」						
③ 「適用額」欄：「9」欄の金額						
金 額 の 越 算 の 額 の 計 算 の 計 算	同上以外の場合による 益 金 算 入 額  計 (6) + (7)	7 8	の 差 額 の 前 期 以 前 細 分	当期に生じた差額の合計額 (4) + (13)	14	
当期準備金積立額のうち 損 金 算 入 額 (2) - (4)	9	の 前 期 以 前 細 分	前期末における差額 (前期の(12))	15		
期末特定原子力施設炉心等 除 去 準 備 金 の 金 額 (5) - (8) + (9)	10					

別表十二(八) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

## 別表十二(九)

「7」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 保険会社等の異常危険準備金の損金算入に関する明細書						事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
保 险 等 の 种 類	1									合 計
異 常 危 険 準 備 金 の 金 額	2	円	円	円	円	円	円	円	円	円
当 期 益 金 繰 越 額 の 計 算	3									
同 上 以 外 の 場 合 に よ る 益 金 算 入 額	4									
計 (3) + (4)	5									
10 年 洗 替 前 の 期 首 異 常 危 険 準 備 金 繰 越 額	6									
当 期 積 立 額	7									
正 味 収 入 保 险 料 等	8									
積 立 率	9	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
積 立 限 度 額 (8) × (9)	10	円	円	円	円	円	円	円		円
左 引 積 立 限 度 超 過 額 (7) - (10)	11									
10 年 洗 替 前 の 異 常 危 険 準 備 金 の 金 額	12									
「7」欄	(11)									
保険会社等の異常危険準備金の損金算入を適用している場合										
同 上 の 内 訳	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の5第1項」※1又は「第57条の5第12項」※2									
	② 「区分番号」欄：「00198」									
	③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)									
※1 ※2に該当するもの以外										
※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合										
「7」欄										
原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金の損金算入を適用している場合										
積 立 金額と後2年を経過した額	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の6第1項」※1又は「第57条の6第8項」※2									
	② 「区分番号」欄：「00199」									
	③ 「適用額」欄：「7」欄の金額(「10」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)									
※1 ※2に該当するもの以外										
※2 分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合										
貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て いる 異 常 危 険 準 備 金	(13) と (25) のうち少ない金額	26								円
限 度 超 過 額 合 計 (11) + (26)		27								
期 末 異 常 危 険 準 備 金 の 金 額 (6) + (7) - (27)		28								
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 细	当 期 分	29								
	差 引 (29) - (28)	30								
	当 期 分	31								
	当 期 に 生じた差額の合計額 (11) + (31)	32								
前 前 期 分 以	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(30))	33								

別表十二(十)

「15」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## ⑥ 関西国際空港用地整備準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度　　：　　：　　法人名　　( )

別表十二(十) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

新関西国際空港株式会社に対し 空港用地を貸し付けた日	1	平	・	・	翌期	期首関西国際空港用地 整備準備金の金額	16
当期積立額	2		円				
(2)の内訳	(2)のうち損金経理額 による積立額	3			当期	均等益金算入額の計算	17 基準事業年度等の終了の日における関西国際空港用地整備準備金の金額
	(2)のうち剩余金の処分による積立額	4			繰越	均等益金算入額の計算	18 (17) × ——
積立	空港準用地額取の得価額算	5			金算入額の計	同上以外の場合による益金算入額	19
	空港用地取得価額基準額 $(5) \times \frac{1}{10}$	6			額の計	計 (18) + (19)	20
限度額の計算	所得基準額	7				当期積立額のうち損金算入額 (15)	21
	新関空会社所得金額	8			算	期末関西国際空港用地 整備準備金の金額 (16) - (20) + (21)	22
	新関空会社欠損金額	9			貸借対照表	貸借対照表に計上されている 関西国際空港用地整備準備金	23
	$((7) + (8))$ 又は $((7) - (9)) \times \frac{20}{100}$ (マイナスの場合は 0)	10				差引 (23) - (22)	24
	所得基準額 (7) - (10)	11					
「15」欄				の取崩不足額 (23) - 前期の(23))		25	
関西国際空港用地整備準備金の損金算入を適用している場合				度超過額 - (14)		26	
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第57条の7 第1項」							
② 「区分番号」欄 : 「00421」							
③ 「適用額」欄 : 「15」欄の金額							
算	借務算	(12) - ((16) - (19)) (マイナスの場合は 0)	13		の差額の明細		
	積立限度額 ((6)、(11)と(13)のうち少ない金額)	14			当期に生じた差額の合計額 (25) + (26)	27	
	当期積立額のうち損金算入額 ((2)と(14)のうち少ない金額)	15			前期以前分	前期末における差額 (前期の(24))	28

## 別表十二(十一)

「10」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

(6) 中部国際空港整備準備金の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
当 期 積 立 額	1	円	翌 期 整 理 益 金 額	期 首 中 部 国 際 空 港 整 備 準 備 金 の 金 額	11	円
(1) (1) のうち損金経理による積立額	2		当 期 益 金 算 入 額 の 計 算	均等基準事業年度等の終了の日における中部国際空港整備準備金の金額	12	
内訳 (1) のうち剩余金の処分による積立額	3		越 額 入 額 の 計 算	均等益金算入額 (12) × —	13	
積立用度	空港用地額	累積限度基準額 平成25年4月1日を含む事業年度又は同日を含む連結事業年度の開始の時における中部国際空港用地の帳簿価格	4	同上以外の場合による益金算入額	14	
限額	立取の得価額算	空港用地取得価額基準額 $(4) \times \frac{1}{10}$	5	計 (13) + (14)	15	
度	累積限度基準額残額 $(4) - ((11) - (14))$	6	当期積立額のうち損金算入額 (10)	16		
額	所得基準額の計算	所得又は連結所得の金額 (別表四「41の①」)又は(別表四の二「48の①」「49の①」「50の①」「51の①」)	7	期末中部国際空港整備準備金の金額 (11) - (15) + (16)	17	
の計	積立限度額	所得基準額 $(7) \times \frac{2}{3}$	8	貸借対照表に計上されている中部国際空港整備準備金	18	
算	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額)	9	差引 (18) - (17)	19		
	当期積立額のうち損金算入額 (1)と(9)のうち少ない金額)	10	当期貸借対照表の取崩不足額 (15) - ((1) - (18) - 前期の(18)))	20		
			積立限度超過額 (1) - (9)	21		
			当期に生じた差額の合計額 (20) + (21)	22		
			前期以前分	前期期末における差額 (前期の(19))	23	

## 「10」欄

中部国際空港整備準備金の損金算入を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の7の2第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00481」
- ③ 「適用額」欄：「10」欄の金額

## 別表十二(十二)

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## ① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

資産の種類及び名称	1					合計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日	2	・	・	・	・	
翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	3	円	円	円	円
当期	特別修繕費を支出した場合による益金算入額	4				
積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合の益金算入額 ((3) - (4) - (6))と(24)のうち少ない金額)	5					
算入額	(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
	計 (4)+(5)+(6)	7				
差引	特別修繕準備金の金額 (3) - (7)	8				
当期	積立額	9				
積立限度額の計算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した特別修繕費の額又は税務署長の認定した額	10				
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額	11				
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)	12				
	当期の月数 60又は72	13	—	—	—	—
	(11) × (13)	14	円	円	円	円
積立限度額	積立限度額 ((12)と(14)のうち少ない金額)	15				
積立限度超過額	(9) - (15)	16				円
期末特別修繕準備金の金額	(8) + (9) - (16)	17				
貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	18				

## 「9」欄

特定船舶に係る特別修繕準備金の損金算入を適用している場合

- |       |            |
|-------|------------|
| 当期分   | (7) - (16) |
| 当期分   | 前前分        |
| 前前分以降 | 前現分        |
- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第57条の8第1項」※1又は「第57条の8第10項」※2
  - ② 「区分番号」欄：「00391」
  - ③ 「適用額」欄：「9」欄の金額(「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※1 ※2に該当するもの以外

※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合

積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による場合	24					
(23) × $\frac{\text{当期の月数}}{60}$						

## 平成23年12月改正法附則の規定による益金算入額の計算

当期益金算入額の計算	平成24年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日	25	平	・	・	翌期繰越額の計算	期首特別修繕準備金の金額	31	円
	同上との日における特別修繕準備金の金額	26			円		当期益金算入額 (30)	32	
	当期の月数 120	27	—				期末特別修繕準備金の金額 (31) - (32)	33	
	10年均等取崩金額 (26) × (27)	28			円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特別修繕準備金	34	
	同上以外の場合による益金算入額	29					差引 (34) - (33)	35	
	当期益金算入額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額)	30				当期分	当期積立額	36	
							貸借対照表の取崩不足額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34)))	37	
							計 (36) + (37)	38	
						前前分以降	前期末における差額 (前期の(35))	39	

## 別表十二(十三)

「10」又は「43の計」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表十二  
十三  
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

(6)	農業経営基盤強化準備金の損金算入及び認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名	( )
	I 農業経営基盤強化準備金の損金算入に関する明細書					
認定計画等の種類						
	1					円
交付金等の該当号						
	2	第	号			円
交付金等の額						
	3					円
当期積立額						
	4					円
(4) の内訳	(4)のうち損金経理による積立額		5			
	(4)のうち剰余金の処分による積立額		6			
積立限度額の計算	(3)のうち準備金として積み立てられた交付金等の額		7			
	所得基準額(別表四「41の①」-「27の①」又は(別表四の二付表「48の①」-「35の①」))		8			
積立限度額((7)と(8)のうち少ない金額)						
	9					円
当期積立額のうち損金算入額((4)と(9)のうち少ない金額)						
	10					円
翌期繰越額の計算						
						円
期首農業経営基盤強化準備金の金額						
	11					円
当期益金算入額(5年を経過した場合の益金算入額(25の計))						
	12					円
同上以外の場合による益金算入額(26の計)+(27の計)						
	13					円
計(12)+(13)						
	14					円
当期積立額のうち損金算入額(10)						
	15					円
期末農業経営基盤強化準備金の金額(11)-(14)+(15)						
	16					円
貸借対照表に計上されている農業経営基盤強化準備金						
	17					円
差引(17)-(16)						
	18					円
貸借対照表の取崩不足額(14)-((4)-((17)-前期の(17)))						
	19					円
積立限度超過額(4)-(9)						
	20					円
当期に生じた差額の合計額(19)+(20)						
	21					円
前前期分以前の期末における差額(前期の(18))						
	22					円

益金算入額の計算						
積立事業年度	当初の積立額のうち損金算入額	期現在の準備金額	当期益金算入額	5年を経過した場合	任意取崩し等の場合	翌期繰越額
				(25)	及び(26)以外の場合	(24)-(25)-(26)-(27)
「10」欄	23	24	25	26	27	28
						円
農業経営基盤強化準備金の損金算入を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第61条の2第1項」						
② 「区分番号」欄 : 「00354」						
③ 「適用額」欄 : 「10」欄の金額						
当期分						
計		円	円	円	円	円

II 認定計画等に定めるところに従い取得した農用地等の圧縮額の損金算入に関する明細書							
農用地等の種類	農用地等の種類						
	29					計	
取得資産の明細	取 得 年 月 日	30	・	・	・		
農用地等の取 得 価額	31		円	円	円	円	
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	32						
(32)の内訳	(32)のうち損金経理による金額	33					
	(32)のうち剰余金の処分による金額	34					
圧縮限度額の計算	「43の計」欄						
	5年を経過した農業経営基盤強化準備金の金額の益(25の計)	35					
任意取崩し等の農業経営基盤強化準備金の金額の益(26の計)	農用地等を取得した場合の課税の特例を適用している場合						
	(3)のうち準備金と積み立てられなかった交付金等	36					
	計(35)+(36)+(37)	37					
所 得 基 準 額	(別表四「41の①」-「10」-別表四「27の①」)又は(別表四の二付表「48の①」-「10」-別表四の二付表「35の①」)	38					
取 得 価 額	39	①	円	②	円	③	円
基 準 額	40	①	円	②	円	③	円
取 得 価 額 基 準 額	41						①+②+③
压 縮 限 度 額	((38)、(39)と(40)のうち少ない金額)	42					
個 別 资 产 の 压 縮 限 度 額	43	④		⑤		⑥	④+⑤+⑥
農用地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額のうち損金算入額((32)と(42)のうち少ない金額)	44						円

別表十三(四)

「25」、「29」又は「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

別表十三(四)  
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

① 収用換地等に伴い取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書				事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
譲渡資産の明細	公共事業者の名称	1		代替資産について帳簿価額の減額をした場合	取得した代替資産の種類	24	
	収用換地等による譲渡年月日	2	・ ・		代替資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	25	円
	譲渡資産の種類	3			圧縮限度額の計算	26	
	譲渡資産の収用換地等のあった部分の帳簿価額	4	円		圧縮限度額 (26) × (23)	27	
取得した補償金等の額の額の計算	対価補償金及び清算金の額	5			圧縮限度超過額 (25) - (27)	28	
	同上以外の補償金の額	6			特別勘定に経理した金額	29	
	収益補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	7		特別勘定の対象額 (21) - (26)	30		
	経費補償金のうち対価補償金に相当する部分の額	8		繰入限度額の計算	31		
	移転補償金のうち対価補償金に相当する部分の額			繰入限度超過額 (29) - (31)	32		
	取得した (5) +	P62参照		翌期繰越額の計算	33		
保留地の対価の額	10			当初の特別勘定の金額 (29) - (32)	34		
交換取得資産の価額	11			同上のうち前期末までに益金の額に算入された金額	35		
譲渡経費の額の計算	支出した譲渡経費の額	12		当期中に益金の額に算入すべき金額	36		
	譲渡経費に充てるため交付を受けた金額	13		期末特別勘定残額 (33) - (34) - (35)	37		
	差引譲渡経費の額 (12) - (13)	14		交換取得資産の種類	38	円	
	補償金等又は保留地の対価に係る譲渡経費の額 (14) × (9) + (10) (9) + (10) + (11)	15		交換取得資産の帳簿価額を減額した金額	39		
	交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) - (15)	16		交換取得資産の価額 (11)	40		
帳簿価額の計算	補償金等の額又は保留地の対価の額に対応する帳簿価額 (4) × (9) + (10) (9) + (10) + (11)	17		交換取得資産に係る帳簿価額 ((4) 又は (18))	41		
	交換取得資産の価額に応する帳簿価額 (4) - (17)	18		交換取得資産につき支払った交換差金の額	42		
差益割合の計算	取得した補償金等の額 (9)	19		交換取得資産に係る譲渡経費の額 (14) 又は (16))	43		
	同上に係る譲渡経費の額 (14) × (9) (9) + (10) + (11)	20		計 (40) + (41) + (42)	44		
	差引補償金等の額 (19) - (20)	21		圧縮限度額 (39) - (43)	45		
	補償金等の額に応する帳簿価額 (4) × (9) (9) + (10) + (11)	22		圧縮限度超過額 (38) - (44)			
	差益割合 (21) - (22) (21)	23					

**別表十三(四)**

「25」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条第1項」又は「第64条第8項」	00356	「25」欄の金額 ([「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])
	「第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00545	
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第3項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条第8項」	00546	「25」欄の金額 ([「27」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])
	「第65条第3項において準用する第64条の2第7項において準用する第64条第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」	00548	

※ 「第64条第8項」、「第64条の2第8項において準用する第64条第8項」、「第65条第3項において準用する第64条第8項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第8項において準用する第64条第8項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00545」及び「00548」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る代替資産を取得した場合が該当します。

「29」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
収用等に伴い代替資産を取得した場合等の課税の特例	「第64条の2第1項」又は「第64条の2第2項」	00357	「29」欄の金額 ([「31」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])
	「第65条第3項において準用する第64条の2第1項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」	00547	

※ 「第64条の2第2項」又は「第65条第3項において準用する第64条の2第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「38」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例	「第65条第1項」又は「第65条第5項」	00216	「38」欄の金額 ([「44」欄の金額を超える場合には、同欄の金額])

※ 「第65条第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「21」又は「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。  
ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

① 特定の資産の貢換えにより取得した資産の圧縮額 等の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	事業年度 又は連結 事業年度	法人名	( )
( 号該当)		.	.		
譲渡資産の明細	譲渡した資産の種類	1			譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度
	同上の資産の取得年月日	2	・・・	・・・	・・・
	譲渡した資産の所在地	3			計
	譲渡した土地等の面積	4	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	譲渡年月日	5	・・・	・・・	・・・
	対価の額	6	円	円	円
	譲帳簿直前額	7			
	譲渡に要した経費の額	8			
	計	9			
	(7) + (8)				
	差益割合	10			
取得資産の明細	取得した買換資産の種類	11			
	取得した買換資産の所在地	12			
	取得年月日	13	・・・	・・・	・・・
	買換資産の取得価額	14	円	円	円
	事業の用に供した又は供する見込みの年月日	15	・・・	・・・	・・・
	買換資産が土地等であり敷地の用に供される場合の建物、構築物等の事業供用予定期年月日	16	・・・	・・・	・・・
	(16)の建物、構築物等を実際に事業の用に供した年月日	17	・・・	・・・	・・・
	取得した土地等の面積	18	平方メートル	平方メートル	平方メートル
	同上のうち買換えの特例の対象とならない面積	19			
	取 得 価 額	20	円	円	円
	(14) × $\frac{(18) - (19)}{100}$				
帳簿価額の減額等をした場合	買換資産の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	21			
	買換資産の取得のための借入金又は(6の計)のうち特別勘定残額に対応するものから支出した金額	22			
	圧縮基礎取得価額((14)又は(20)と(22)のうち少ない金額)	23			
	買前の繰り返しで基礎資産得る場合得前期末の取得価額	24			
	前期末の帳簿価額	25			
	圧縮基礎取得価額(23) × $\frac{(25)}{(24)}$	26			
	算圧縮限度額((23)又は(26)) × $\frac{80、70\text{又は}75}{100}$	27			
対価の額の額の残額の計算	圧縮限度超過額(21) - (27)	28			
	対価の額の合計額(6の計)	29	円	特別勘定に経理した金額	円
	同上のうち譲渡日の属する事業年度又は連結事業年度において使用した額	30		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	37
	特別勘定の対象となり得る金額(29) - (30)	31		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	38
	翌期繰越額の計算	32		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	39
	特別勘定の金額の計算の基礎となった買換資産の取得に充てようとする金額	33		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	40
	同上のうち前期末まで資産の取得に充てた金額	34		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	41
	当期中において買換資産の取得に充てた金額	35		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	42
	翌期へ繰り越す対価の額の合計額(32) - (33) - (34)	36		特別勘定額(31)のうち買換資産の取得に充てようとする金額	43
	その他参考となる事項				

P64参照

P65参照

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項 ②区分番号 ③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例	
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え  (第1号該当)	「第65条の7第1項」、「第65条の7第9項」又は「第65条の9」  00359  「21」欄の金額 (「27」欄の金額を超える場合は、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え  (第2号イ又はロ該当)	00549
航空機騒音障害区域の内から外への買換え  (第2号ハ該当)	00550
過疎地域の外から内への買換え  (第3号該当)	00551
都市機能誘導区域の外から内への買換え  (第4号該当)	00552
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え  (第5号該当)	00363
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え  (第6号該当)	00236
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え  (第7号該当)	00422
日本船舶から日本船舶への買換え  (第8号該当)	00364
特別勘定の設定により課税の特例を受けた場合のその特別勘定に係る買換え	「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」若しくは「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」若しくは「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第1項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」若しくは「平成29年旧措置法第65条の9」  00557

※ 「第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「36」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地等の内から外への買換え  (第1号該当)	「第65条の8第1項」、「第65条の8第2項」又は「第65条の9」	00365	「36」欄の金額 ('38'欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え  (第2号イ又はロ該当)		00553	
航空機騒音障害区域の内から外への買換え  (第2号ハ該当)		00554	
過疎地域の外から内への買換え  (第3号該当)		00555	
都市機能誘導区域の外から内への買換え  (第4号該当)		00556	
既成市街地等及びこれに類する一定の区域(人口集中地区)内における土地の計画的かつ効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地等の買換え  (第5号該当)		00369	
防災再開発促進地区内のうち危険密集市街地内における防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴う土地等の買換え  (第6号該当)		00255	
所有期間が10年を超える国内にある土地等、建物又は構築物から国内にある一定の土地等、建物若しくは構築物又は国内にある鉄道事業用車両運搬具への買換え  (第7号該当)		00423	
日本船舶から日本船舶への買換え  (第8号該当)		00370	

※ 「第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

※ 「第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

## 別表十三(六)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①	特定の交換分合により取得した土地等の圧縮額の 損金算入に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
	交換分合計画が公告された日	1	・	・	取得資産の みを取 得	資産の帳簿価額を 減額した金額	13	円
交換譲渡の明細	譲渡した資産の種類	2		圧	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14		
<p style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">「13」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(取得資産のみを取得した場合又は取得資産と清算金を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2      ② 「区分番号」欄:「00260」      ③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外      ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
<p style="background-color: #ADD8E6; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">「20」欄</p> <p>特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例(譲渡資産の譲渡とともに清算金を支出して取得資産を取得した場合)を適用している場合</p> <p>① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条の10第1項」※1又は「第65条の10第4項」※2      ② 「区分番号」欄:「00260」      ③ 「適用額」欄:「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)</p> <p>※1 ※2に該当するもの以外      ※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合</p>								
取得資産の明細	譲渡した土地等の面積	5		清算金を 取得した 場合	計 $(14) \times \frac{(15)}{(15) + (16)}$	17		
	譲渡帳簿価額	6		清算	圧縮限度額 (15) - (17)	18		円
	譲渡直前の帳簿	7			圧縮限度超過額 (13) - (18)	19		
	譲渡に要した額の経費			譲渡資産の 取 得	資産の帳簿価額を 減額した金額	20		
	取得資産の価額	11		の 価 額	計 (22) + (23)	24		円
	取得した土地等の面積	12	平方メートル	計 算	圧縮限度額 (21) - (24)	25		
					圧縮限度超過額 (20) - (25)	26		

## 別表十三(七)

「13」又は「20」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①	特定普通財産とその隣接する土地等の交換に伴い 取得した特定普通財産の圧縮額の損金算入に関する明細書	事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
		交取 換得	交換 取得資産の帳簿 価額を減額し、又は積立金 として積み立てた金額	13	円	
		取資 得産	譲渡直前の帳簿価額 (8)	14	円	
	「13」欄					
交換	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換取得資産のみを 取得した場合又は交換取得資産とともに交換差金を取得した場合)を適用している場合					
	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2					
	② 「区分番号」欄:「00265」					
	③ 「適用額」欄:「13」欄の金額(「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)					
譲渡	※1 ※2に該当するもの以外					
	※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合					
資産の明細	譲渡した所有隣接積	5	平方メートル	$(14) \times \frac{(15)}{(15)+(16)}$	18	円
	譲渡帳簿価額	6	円	圧縮限度額 (15)-(17)	18	
	譲渡に要した経費の額	7	円	圧縮限度超過額 (13)-(18)	19	
	「20」欄			交換取得資産の帳簿 価額を減額し、又は積立金 として積み立てた金額	20	
交換取得資産の明細	特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例(交換とともに交換差 金を支出した場合)を適用している場合					
	① 「租税特別措置法の条項」欄:「第66条第1項」※1又は「第66条第4項」※2					
	② 「区分番号」欄:「00265」					
	③ 「適用額」欄:「20」欄の金額(「25」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)					
	※1 ※2に該当するもの以外					
	※2 適格分割等に伴い、損金算入の適用を受ける場合					
	取得資産の価額	11	円	計 算	25	
	取得した土地等の面積	12	平方メートル	圧縮限度額 (21)-(24)	25	
				圧縮限度超過額 (20)-(25)	26	

## 別表十三(八)

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①	平成21年及び平成22年に先行取得をした土地等の圧縮額の損金算入に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
先行 取 得 土 地 等 の 明 細		平成 21 年 先 行 取 得 土 地 等				平成 22 年 先 行 取 得 土 地 等	
先行取得土地等の取得年月日	1	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·
取得の日を含む事業年度 又は連結事業年度	2	平 · · · 平 · · ·	平 · · · 平 · · ·	平 · · · 平 · · ·	平 · · · 平 · · ·	平 · · · 平 · · ·	平 · · · 平 · · ·
届出書の提出年月日	3	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·	平 · · ·
先行取得土地等の所在地	4						
先行取得土地等の面積	5	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル
先行取得土地等の価額	6	円	円	円	円	円	円
前期までに損金算入された積立金計上額	7						
差引取 得 価 額 (6) - (7)	8						
譲渡土地等の明細							
譲渡土地等の譲渡年月日	9	・ ·	・ ·	・ ·	・ ·	・ ·	計
「17」欄		平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例を適用している場合					
譲渡対象	① 「租税特別措置法の条項」欄 : 「第66条の2第1項」※1又は「第66条の2第7項」※2 ② 「区分番号」欄 : 「00266」 ③ 「適用額」欄 : 「17」欄の金額(「21」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)						
譲渡直前の帳簿価額の計	14						
算譲渡利益金額	(12) + (13)						
算譲渡利益金額	(11) - (14)						
圧縮限度額の計算							
(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額	16	円	円	円	円	円	円
先行取得土地等の帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額	17						
圧縮限度額の(15)の計 × (80%又は60%)	18						
(18)のうち適用済みの金額	19		(21)の①	(21)の①+②	(21)の①+②+③	(21)の①+②+③+④	
個別土地等の圧縮限度額((16)と(20)のうち少ない金額)	20						
圧縮限度度超過額(17) - (21)	22						

## 別表十三(九)

「5」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## ① 賦課金で取得した試験研究用資産の圧縮額の損金算入に関する明細書

		事業年度 又は連結 事業年度	：	：	法人名	( )
賦課金の額	円	試験研究用資産の帳簿 価額を減額した金額			5	円
同上のうち既に試験研究用資産の取得等に充てた金額	2	圧縮の 額	(3)のうち固定資産の 取得等に充てた金額		6	
差引賦課金の額 (1) - (2)	3	限計 度算	圧縮限度額 (6)又は((6) - 1円)		7	
取得した試験研究用資産の種類	4	圧縮限度超過額	(5) - (7)		8	

## 「5」欄

技術研究組合の所得の計算の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の10第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00373」
- ③ 「適用額」欄：「5」欄の金額（「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額）

## 別表十三(十)

「8」、「13」又は「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

助成金等の名称	1	告示年月日	4	・
助成金等を交付した者	2	告示番号	5	第号
助成金等の交付を受けた年月日	3	・	6	円 交付を受けた助成金等の額
転廃業助成金等で取得した固定資産等の圧縮額等の計算				
帳簿価額の減額等をした場合		特別勘定を設けた場合		
減価償却資産の減価補填費に 対応する助成金等の額	7	特別勘定に経理した金額	17	円
減価償却資産の帳簿価額を 減額した金額	8	繰入限度額 (12) - (14)	18	円
損金不算入額 (8) - (7)	9	繰入限度超過額 (17) - (18)	19	
転廃業助成金の額	10	P71参照		
減価償却資産の帳簿価額及び 取壊し等に要する経費の額	11	翌当初の特別勘定の金額 (17) - (19)	20	
差引転廃業助成金の額 (10) - (11)	12	同上のうち前期末までに 益金の額に算入された金額	21	
固定資産の帳簿価額を減額し、 又は積立金として積み立てた金額	13	当期中に益金の額に 算入すべき金額	22	
固定資産の取得等のため(12) 又は(12)のうち特別勘定残額に 対応するものから支出した金額	14	期末特別勘定残額 (20) - (21) - (22)	23	
圧縮限度額の計算 (14)又は((14) - 1円)	15			
圧縮限度超過額 (13) - (15)	16			

別表十三(十)  
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

**別表十三(十)**

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例 (減価補塡金により帳簿価額の減額をした場合)	第67条の4第1項	00274	「8」欄の金額 (「7」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(転廃業助成金等の交付を受けたことにより帳簿価額を減額し、又は積立金として積み立てた金額がある場合)	「第67条の4第2項」又は「第67条の4第3項」	00275	「13」欄の金額 (「15」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)
	「第67条の4第9項において準用する第67条の4第2項」又は「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」	00559	

※ 区分番号「00275」は、固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 区分番号「00559」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る固定資産の取得又は改良をした場合が該当します。

※ 「第67条の4第3項」及び「第67条の4第10項において準用する第67条の4第3項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

「17」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
転廃業助成金等に係る課税の特例(特別勘定を設けた場合)	「第67条の4第4項」又は「第67条の4第5項」	00276	「17」欄の金額 (「18」欄の金額を超える場合には、同欄の金額)

※ 「第67条の4第5項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

別表十四(二)

「26」又は「42」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

### ③ 寄附金の損金算入に関する明細書

事業年度　　：　　：　　法人名

公益法人等以外の法人の場合				公益法人等の場合			
一般 寄附	支 出 し た 寄 附	指 定 寄 附 金 額 (41の計)	1	円	損 支 出	長 期 給 付 事 業 へ の 繰 入 利 子 額 25	円
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (42の計)	2				
		その他の寄附金額	3			同上以外のみなし寄附金額 26	
		計 (1)+(2)+(3)	4				

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（認定特定非営利活動法人がみなし寄附金を支出した場合）を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2 第1項」
  - ② 「区分番号」欄：「00393」
  - ③ 「適用額」欄：「26」欄の金額

(注) 公益法人等にみなし寄附金がある場合には、「26」欄を記載することになりますが、本特例は、認定特定非営利活動法人を対象としているものですので、認定特定非営利活動法人以外の法人は、適用額明細書に記載しないでください。

別表十四(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度分

	$((9) + (12)) \times \frac{1}{4}$	13			(別表十四(一)(内表15))	
特対金 定す算 公る入 益寄限 増附度 准金額	寄附金支出前所得金額の $\frac{6.25}{100}$ 相当額 $(8) \times \frac{6.25}{100}$	14		計 算	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額 (25)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	33
	期末の資本金等の額の月数換算額の $\frac{3.75}{1,000}$ 相当額 $... 3.75$	15			損金算入限度額 (31)、((31)と(32)のうち多い金額)又は (31)と(33)のうち多い金額)	34

認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例(認定特定非営利活動法人等に対して寄附金を支出した場合)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の11の2 第2項」※1※2  
② 「区分番号」欄：「00394」※1又は「00424」※2  
③ 「適用額」欄：「42」欄の金額のうち「寄附先又は受託者」欄に、「認定特定非営利活動法人」※1又は「特例認定特定非常利活動法人」※2の記載があるものの合計額

※ 1 第66条の11の2第2項(区分番号:「00394」)  
「認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合  
※ 2 第66条の11の2第2項(区分番号:「00424」)  
「特例認定特定非営利活動法人」に対する寄附金の場合

指 定 寄 附 金 等 に 関 す る 明 細				
寄 附 し た 日	寄 附 先	告 示 番 号	寄 附 金 の 使 途	寄 附 金 額
				41 円
計				
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細				
寄附した日又は支出した日	寄附先又は受託者	所 在 地	寄附金の使途又は認定特定 公 益 信 託 の 名 称	寄 附 金 額 又 は 支 出 金 額
				42 円
計				
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細				
支 出 し た 日	受 託 者	所 在 地	特 定 公 益 信 託 の 名 称	支 出 金 額
				円

## 別表十四(五)

「18」欄に「換地処分等」と記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整に関する明細書			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
譲受法人名	1						計
譲渡損益調整資産の種類	2						
譲渡年月日	3	・	・	・	・	・	
譲渡収益の額	4		円	円	円	円	
譲渡原価の額	5						
調整前譲渡利益額 (4) - (5) ( <sup>り</sup> 場合は0)	6						

## 「18」欄

換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例(譲渡損益調整資産に係る措置)を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄:「第65条第10項」
- ② 「区分番号」欄:「00582」
- ③ 「適用額」欄:「18」欄の「その他( )」の空欄に「換地処分等」と記載した

## 譲渡損益調整資産の「14」欄の金額

(マイナスの場合0)							
当期が譲渡年度である場合の益金算入額 (10)	11						
譲渡利益額の調整 (8)のうち期首現在で益金の額に算入されていない金額 (前期の(14))	12						
当期益金算入額 〔簡便法により計算する場合 には、(21)又は(25)の金額〕	13						
翌期以後に益金の額に算入する金額 (8)又は(12) - (13)	14						
譲渡損失額の調整 (10)のうち期首現在で損金の額に算入されていない金額 (前期の(17))	15						
当期損金算入額 〔簡便法により計算する場合 には、(22)又は(26)の金額〕	16						
翌期以後に損金の額に算入する金額 (10)又は(15) - (16)	17						
当期に譲受法人において生じた調整事由	18	譲渡・償却 その他( )	譲渡・償却 その他( )	譲渡・償却 その他( )	譲渡・償却 その他( )		
減価償却期間の月数 〔譲受法人が適用する耐用年数〕 × 12	19	月	月	月	月		
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	20						
当期益金算入額 (8) × $\frac{(20)}{(19)}$	21	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × $\frac{(20)}{(19)}$	22						
繰延資産の効果の及ぶ期間の月数	23	月	月	月	月		
当期の月数(当期が譲渡年度である場合には譲渡日から当期の末日までの月数)	24						
当期益金算入額 (8) × $\frac{(24)}{(23)}$	25	円	円	円	円		
当期損金算入額 (10) × $\frac{(24)}{(23)}$	26						

別表十六(一)  
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## ① 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

## 御 注意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なるごとにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途中で事業の用に供した資産又は資本的支出、(2)の資産に該当するもの  
 を除きます。)の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するもの  
 を除きます。)の「34」欄及び「37」欄の金額を記載できます。

資産区分	種類	1						
資産	構造	2						
産業	細目	3						
区分	取 得 年 月 日	4	・	・	・	・	・	・
事業の用に供した年月	5							
耐用年数	6	年	年	年	年	年	年	年
取得	取 得 価 额 又 は 製 作 価 额	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
得	圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額	8						
価	差 引 取 得 価 额 (7)-(8)	9						
額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
帳簿	期末現在の積立金の額	11						
価額	積立金の期中取崩額	12						
額	差引帳簿記載金額 (10)-(11)-(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
合計	損金に計上した当期償却額	14						
合計	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
合計	(13)+(14)+(15)	16						
平成19年3月31日以前取得得分の普通償却分	残存価額	17						
当期分の普通償却分	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18						
当期分の普通償却分	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)-(17)	19						
当期分の普通償却分	旧定額法の償却率	20						
当期分の普通償却分	算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円	円
当期分の普通償却分	増加償却額 (21)×割増率	22	( )	( )	( )	( )	( )	( )
当期分の普通償却分	計 (21)+(22)又は(16)-(18)	23						
当期分の普通償却分	算出償却額 (18-1円)× $\frac{1}{60}$	24						
当期分の普通償却分	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25						
当期分の普通償却分	定額法の償却率	26						
当期分の普通償却分	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円	円
当期分の普通償却分	増加償却額 (27)×割増率	28	( )	( )	( )	( )	( )	( )
当期分の普通償却分	計 (27)+(28)	29						
当期分の普通償却分	当期分の普通償却限度額等 (23)、(24)又は(29)	30						
当期分の普通償却分	特別による割増率 特別償却額の算出各項目	31	条項	条項	条項	条項	条項	条項
当期分の普通償却分	特別による割増率 特別償却額の算出各項目	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
当期分の普通償却分	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
当期分の普通償却分	合計 (30)+(32)+(33)	34						
当期分の普通償却分	当期の償却額	35						
当期分の普通償却分	償却不足額 (34)-(35)	36						
当期分の普通償却分	償却超過額 (35)-(34)	37						
当期分の普通償却分	前期からの繰越額	38	外	外	外	外	外	外
当期分の普通償却分	当認定期間によるもの 超過額	39						
当期分の普通償却分	積立金取崩しによるもの 超過額	40						
当期分の普通償却分	差引合計翌期への繰越額 (37)+(38)-(39)-(40)	41						
当期分の普通償却分	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)-(39))と((22)+(33))のうち少ない金額	42						
当期分の普通償却分	当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	43						
当期分の普通償却分	差引翌期への繰越額 (42)-(43)	44						
当期分の普通償却分	翌期の内 定期額 のうち の繰入 額	45	・	・				
当期分の普通償却分	当期分不足額 (36)-(39)と(32)のうち少ない金額	46						
当期分の普通償却分	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (36)-(39)と(32)のうち少ない金額	47						
備考								

P78~81参照

P81参照

別表十六(二)  
「36」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

1

## 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・	法人名	( )
----------------------	--------	-----	--------

### 御 注意

租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、『特別償却限度額の計算に関する付表』を添付してください。

（1）現行の資本形成法による資本的支出と利子の支拂いに付ける（2）現行の税特別措置法による特別償却の規定の適用を受けるもの、（2）当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出、（3）租税特別措置法又は震災特例法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、（1）及び（2）の資産（3）の資産に該当するものを除きます。）の「38」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくす

別表十六(二) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

P78～81参照

P81 参照

別表十六(三)  
「32」又は「33」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

① 旧生産高比例法又は生産高比例法による鉱業用減価償却資産の償却額の計算に関する明細書		事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
御注意	資産区分	種類	1			
租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。	構	造	2			
	細	目	3			
	取	得年月日	4	・	・	・
	事業の用に供した年月	5				
取得価額	取 得 價 額 又 是 製 作 價 額	6	外円	外円	外円	外円
圧縮記帳による積立金計上額	7					
差引取 得 價 額	(6) - (7)	8				
帳簿価額	償却額計算の対象となるる 帳期末現在の帳簿記載金額	9				
	帳期末現在の積立金の額	10				
	積立金の期中取崩額	11				
	差引帳簿記載金額	12	外△	外△	外△	外△
	損金に計上した当期償却額	13				
	前期から繰り越した償却超過額	14	外	外	外	外
	合計 (12) + (13) + (14)	15				
鉱山の命数	16	年	年	年	年	年
当該鉱業用減価償却資産の耐用年数	17					
同上の期間内における採掘予定数量	18	トン	トン	トン	トン	トン
経済的採掘可能数量	19					
当期産出鉱量	20					
当期分の普通償却限度額	平成19年3月以前取得部分	残存価額	21	円	円	円
		差引取 得 價 額 × 5 % (8) × $\frac{5}{100}$	22			
	(15) > (22) の場合	旧生産高比例法の償却額 計算の基礎となるる金額 (8) - (21)	23			
		鉱量1トン当たり償却金額 (23) ((18)又は(19)のうち少ないトン数)	24			
		算出償却額 ((20) × (24)) 又は ((15) - (22))	25			
	(15) ≤ (22) の場合	算出償却額 ((22) - 1円) × $\frac{60}{60}$	26			
	平成19年4月以後取得部分	生産高比例法の償却額計算の基礎となるる金額 (8)	27			
		鉱量1トン当たり償却金額 (27) ((18)又は(19)のうち少ないトン数)	28			
		算出償却額 (20) × (28)	29			
当期分の償却限度額	当期分の普通償却限度額	(25)、(26)又は(29)	30			
	特別償却額	特又償る其租税特別措置法適用条項 別は却特の償却割に別個の償却額	31	条項	条項	条項
		特 別 傷 却 限 度 額	32	外円	外円	外円
	前 期 か ら の 繰 越 額	33				
	當認定期損益額	(30) + (32) + (33)	34			
当期償却超過額	当期償却不足額	(34) - (35)	35			
	当期償却超過額	(35) - (34)	36			
	前 期 か ら の 繰 越 額	37	外			
	當認定期損益額	(37) + (38) - (39) - (40)	38			
	特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 (((36) - (39))と((32) + (33))のうち少ない金額)	41			
	当期において切り捨てる特別償却不足額	42				
	差引翌期へ繰り越す特別償却不足額	43				
	当期分不足額	44				
	当期分不 足 額	45				
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((36) - (39))と(32)のうち少ない金額)	46				
		47				

P78~81参照

P81参照

御注意  
租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

## 別表十六(五)

「30」又は「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## ① 取替法による取替資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

資産区分 取 得 年 月 日 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 耐 用 年 数 取 得 価 额 又 は 製 作 価 额 圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額 差 引 取 得 価 领 (7)-(8)	種 類 1						
	構 造 2						
	細 目 3						
	取 得 年 月 日 4	・	・	・	・	・	・
	事 業 の 用 に 供 し た 年 月 5						
	耐 用 年 数 6		年	年	年	年	年
	取 得 価 领 又 は 製 作 価 领 7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円
	圧 縮 記 帳 に よ る 積 立 金 計 上 額 8						
	差 引 取 得 価 领 (7)-(8) 9						
	償 却 額 計 算 の 対 象 と な る 期 末 現 在 の 帳 簿 記 載 金 額 10						
帳簿 額 額	帳 期 末 現 在 の 積 立 金 の 額 11						
	積 立 金 の 期 中 取 崩 額 12						
	差 引 帳 簿 記 載 金 額 (10)-(11)-(12) 13	外△	外△	外△	外△	外△	外△
	損 金 に 計 上 し た 当 期 傷 却 額 14						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 傷 却 超 過 額 15	外	外	外	外	外	外
	合 計 (13)+(14)+(15) 16						
	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 傷 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 傷 却 不 足 額 17						
	旧 定 率 法 又 は 定 率 法 の 傷 却 額 の 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 18						
	平 成 19 年 3 月 31 日 以 前 取 得 分 の 普 通 傷 却 限 度 額 旧 定 額 法 由 て は お こ な さ る 金 額 (9)-(9) × $\frac{10}{100}$ 19						
	旧 定 額 法 の 傷 却 玻 20						
当 期 分 の 普 通 傷 却 限 度 額 平 成 19 年 4 月 1 日 以 後 取 得 分 の 普 通 傷 却 限 度 額	旧 定 率 法 由 て は お こ な さ る 金 額 (18) 21	円	円	円	円	円	円
	旧 定 率 法 の 傷 却 玻 22						
	算 出 傷 却 額 ((19) × (20)) 又 は ((21) × (22)) 23	円	円	円	円	円	円
	定 額 法 由 て は お こ な さ る 金 額 (9) 24						
	定 額 法 の 傷 却 玻 25						
	定 率 法 由 て は お こ な さ る 金 額 (18) 26						
	定 率 法 の 傷 却 玻 27						
	算 出 傷 却 額 ((24) × (25)) 又 は ((26) × (27)) 28	円	円	円	円	円	円
	当 期 分 の 普 通 傷 却 限 度 額 (23) マ は (28) 29						
	特 別 傷 却 限 度 額 30	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)	(外)
当 期 分 の 債 傷 却 限 度 額 前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 傷 却 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 傷 却 不 足 額	前 期 か ら 繰 り 越 し た 特 別 傷 却 不 足 額 (29)+(30)+(31) 31						
	差 引 取 得 価 领 × 50 % (9) × $\frac{50}{100}$ 32						
	当 期 傷 却 可 能 限 度 額 33						
	当 期 の 通 常 傷 却 額 ((32) 又 は (34) の う ち 少 ない 金 額) 34						
	取 り 替 え た 新 た な 資 産 に 係 る 損 金 算 入 額 35						
	當 期 傷 却 限 度 額 (35)+(36) 36						
	當 期 傷 却 限 度 額 37 37						
	當 期 傷 却 限 度 額 38 38						
	當 期 傷 却 不 足 額 (37)-(38) 39						
	當 期 傷 却 超 過 額 (38)-(37) 40						
當 期 傷 却 超 過 額 前 期 か ら の 繰 越 額	當 期 か ら の 繰 越 額 41	外	外	外	外	外	外
	當 期 認 収 損 額 42						
	積 立 金 取 崩 し に よ る も の 43						
	差 引 合 計 翌 期 へ の 繰 越 額 44						
	翌 期 に 繰 り 越 す べ き 特 別 傷 却 不 足 額 (((39)-(42)) と ((30)+(31)) の う ち 少 ない 金 額) 45						
當 期 不 足 額 不 足 額 又 は 合 併 等 特 別 傷 却 不 足 額	當 期 に お い て 切 り 捲 て る 特 別 傷 却 不 足 額 46						
	差 引 翌 期 へ の 繰 越 額 (45)-(46) 47						
	翌 期 越 期 へ の 繰 越 額 の 当 期 分 不 足 額 48						
	當 期 分 不 足 額 49 50						
適格組織再編成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額 (((39)-(42)) と (30) のうち少ない金額)							
備考							

P78~81参照

P81参照

**別表十六(一)、別表十六(二)、別表十六(三)及び別表十六(五)**

別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

(注) 別表十六(一)「32」、別表十六(二)「36」、別表十六(三)「32」又は別表十六(五)「30」欄の外書きは、特別償却に関する規定の適用を受けることに代えて、特別償却対象資産について特別償却準備金を積み立てる場合に記載することになっています。

この場合は、「準備金方式による特別償却」措置の適用を受けることになりますので、別表十六(九)の記載方法(P84~87参照)に従って「適用額明細書」を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5 第1項第1号 (所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第88条第1項の規定により読み替えて適用する第42条の5第1項各号)	00615 ※	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の5 第1項第2号	00617 ※	
	第42条の5 第1項第3号	00619 ※	

※ 区分番号「00615」、「00617」又は「00619」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日(平成30年12月1日)以後に高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。  
なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「00615」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6 第1項第1号	00031	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第42条の6 第1項第2号	00034	
	第42条の6 第1項第3号	00037	
	第42条の6 第1項第4号	00040	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00622	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11の2第1項	00597	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	第42条の11の3第1項	00568	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の3第1項	00445	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	第42条の12の4第1項	00601	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	第42条の12の6第1項	00628	
公害防止用設備の特別償却	平成31年旧措置法第43条第1項の表の第1号	00412	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	第43条第1項の表の第1号	00631 ※	

※ 区分番号「00631」は、令和元年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和元年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号(第43条第1項の表の第1号)を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
船舶の特別償却	平成31年旧措置法第43条第1項の表の第2号	00307	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第43条第1項の表の第2号の中欄のイ	00640	
	第43条第1項の表の第2号の中欄のロ	00642	
	第43条第1項の表の第2号の中欄のハ	00644	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	平成31年旧措置法第43条第1項の表の第3号	00606	
耐震基準適合建物等の特別償却	第43条の2第1項	00518	
	第43条の2第2項	00521	
被災代替資産等の特別償却	第43条の3第1項の表の第1号	00608	
	第43条の3第1項の表の第2号	00610	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	第44条第1項	00310	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	第44条の2第1項	00646 ※	

※ 区分番号「00646」は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
共同利用施設の特別償却	第44条の3第1項	00313	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
情報流通円滑化設備の特別償却	第44条の5第1項	00633	
特定地域における工業用機械等の特別償却	第45条第1項の表の第1号	00120	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00527	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00530	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第4号	00533	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項の表の第5号	00135	
特定地域における産業振興機械等の割増償却	平成27年旧措置法第45条第2項の表の第1号	00454 ※1	
	第45条第2項の表の第1号	00573 ※1	
	第45条第2項の表の第2号	00560 ※2	
	平成26年旧措置法第45条第2項の表の第2号	00457 ※2	
	第45条第2項の表の第3号	00536 ※2	
	第45条第2項の表の第4号	00575	

※1 区分番号「00454」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00573」が該当します。

※2 区分番号「00457」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00536」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00560」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	第45条の2第1項	00331	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
	第45条の2第2項	00648	
	第45条の2第3項	00650	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条第1項	00337	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	第46条の2第1項	00612 ※	

※ 区分番号「00612」は、平成30年度税制改正前に取得等をした資産について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、平成30年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（第46条の2第1項）を記載してください。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
企業主導型保育施設用資産の割増償却	第47条第1項	00635	別表十六(一)「32」欄、別表十六(二)「36」欄、別表十六(三)「32」欄又は別表十六(五)「30」欄の金額
特定都市再生建築物等の割増償却	第47条の2第1項 (同条第3項第1号)	00466 ※	00469 ※
	「第47条の2第1項」、「平成31年旧措置法第47条の2第1項」、「平成27年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成25年旧措置法第47条の2第1項」 (「第47条の2第3項第2号」、「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)		
	「平成31年旧措置法第47条の2第1項」、「平成29年旧措置法第47条の2第1項」又は「平成27年旧措置法第47条の2第1項」 (「平成31年旧措置法第47条の2第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00478	

※ 区分番号「00466」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。

また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00469」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	平成28年旧措置法第48条第1項	00349 ※	別表十六(一)「32」欄、 別表十六(二)「36」欄、 別表十六(三)「32」欄又は 別表十六(五)「30」欄 の金額
	第48条第1項	00592 ※	

※ 区分番号「00349」は、流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00592」が該当します。

別表十六(一)「33」、別表十六(二)「37」、別表十六(三)「33」又は別表十六(五)「31」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」又は「第52条の2第4項」	00187	別表十六(一)「33」欄、 別表十六(二)「37」欄、 別表十六(三)「33」欄又は 別表十六(五)「31」欄 の金額

## 別表十六(七)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

①

## 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	( )
--------------	---	---	-----	-----

## 御注意

この表は、資産の取得価額が30万円未満であるものについて、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に当期の月数を乗じて計算した金額が限度となりますので御注意ください。

資産区分	種類	1					
	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
取得価額	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
	種類	1					
資産区分	構造	2					
	細目	3					
	事業の用に供した年月	4					
	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
取得価額	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
資産区分	「8」欄						
	中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例を適用している場合						
	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の5第1項」						
	② 「区分番号」欄：「00277」						
資産区分	③ 「適用額」欄：「8」欄の金額						
	(注) 適用額は、年300万円が上限となります。						
	取得価額又は製作価額	5	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	6					
取得価額	差引改定取得価額 (5)-(6)	7					
	当期の少額減価償却資産の取得価額の合計額 (7)の計	8	円				

別表十六(七) 平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」又は「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

## ① 特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	( )
----------------------	---	---	-----	-----

資産区分	特別償却に関する規定の該当条項	1	第 第 条 第 項 号	計			
	種類	2					
	構造・区分・設備の種類	3					
	細目	4					
	事業の用に供した						
耐用年数	耐用年				年	年	
	当期積立額	7	円	円	円	円	
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8					
前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9						
積立限度額	積立限度額 (8) + (9)	10	円				
差引	積立限度超	(7) - (10)	P87参照				
	積立不足額	割増償却の (8) - (7)					
積立不足額	初年度特別償却の場合 (8) - ((7) - (9)) ((7) - (9)) ≤ 0 の場合は(8))	13					
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10) - (7)	14					
積立不足額	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15					
積立不足額	差引翌期への繰越額 (14) - (15)	16					
積立不足額	翌期への繰越額の内訳 ・ ・	17					
積立不足額	当期分 (12)又は(13)	18					
積立不足額	計 (17) + (18)	19					
当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額)	20						
合併等特別償却準備金積立不足額 (8) - (7)	21						
翌期繰越額の計算	積立事業年度	22	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	
翌期繰越額の計算	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	円	円	円	円	
翌期繰越額の計算	期首特別償却準備金の金額	24					
翌期繰越額の計算	均等益金算入による場合 (23) × $\frac{84,60}{84,60 \text{又は} (耐用年数} \times 12)$	25					
翌期繰越額の計算	同上以外の場合による益金算入額	26					
翌期繰越額の計算	合計 (25) + (26)	27					
翌期繰越額の計算	期末特別償却準備金の金額 (24) - (27)	28					

別表十六(九)  
平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十六(九)

「8」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第42条の5第1項第1号」)	00616 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第2号)	00618 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の5第1項第3号)	00620 ※	

※ 区分番号「00616」、「00618」又は「00620」は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部を改正する法律の施行日（平成30年12月1日）以後に取得等をした高度省エネルギー増進設備等の取得等をした場合が該当します。

なお、同日前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等については、区分番号「00616」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第1号)	00032	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第2号)	00035	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第3号)	00038	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第42条の6第1項第4号)	00041	
国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00623	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00299	
地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00598	
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00569	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00446	
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00602	
革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00629	
公害防止用設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00413	
再生可能エネルギー発電設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00632	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
船舶の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成31年旧措置法第43条第1項の表の第2号)	00308	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項の表の第2号の中欄のイ)	00641	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項の表の第2号の中欄のロ)	00643	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条第1項の表の第2号の中欄のハ)	00645	
自動車教習用貨物自動車の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00607	
耐震基準適合建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第1項)	00519	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の2第2項)	00522	
被災代替資産等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項の表の第1号)	00609	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第43条の3第1項の表の第2号)	00611	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00311	
特定事業継続力強化設備等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00647 ※	

※ 区分番号「00647」は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行日以後に終了する事業年度が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
共同利用施設の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00314	「8」欄の金額
情報流通円滑化設備の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00634	
特定地域における工業用機械等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00121	
沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00528	
沖縄の国際物流拠点産業集積地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00531	
沖縄の経済金融活性化特別地区において工業用機械等を取得した場合の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00534	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00136	

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定地域における産業振興機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成27年旧措置法第45条第2項の表の第1号)	00455 ※1	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第1号)	00574 ※1	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第2号)	00561 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (平成26年旧措置法第45条第2項の表の2号)	00458 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第3号)	00537 ※2	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条第2項の表の第4号)	00576	

※1 区分番号「00455」は、平成27年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、半島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成27年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成27年度税制改正により改組された半島振興法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00574」が該当します。

※2 区分番号「00458」は、平成26年4月1日前に取得等をした産業振興機械等について、奄美群島に係る措置の適用を受ける場合が該当します。平成26年4月1日以後に取得等をした産業振興機械等について、平成26年度税制改正により改組された奄美群島振興開発特別措置法の認定産業振興促進計画に記載された区域及び事業(経過措置によりその区域及び事業とみなされるものを含みます。)に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00537」が該当します。

なお、離島振興対策実施地域に係る措置の適用を受ける場合には、区分番号「00561」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
医療用機器等の特別償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第1項)	00332	「8」欄の金額
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第2項)	00649	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第45条の2第3項)	00651	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00338	
事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00613	
企業主導型保育施設用資産の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」	00636	
特定都市再生建築物等の割増償却	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (第47条の2第3項第1号)	00467 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「第47条の2第3項第2号」、「平成31年旧措置法第47条の2第3項第1号」、「平成27年旧措置法第47条の2第3項第2号」又は「平成25年旧措置法第47条の2第3項第2号」)	00470 ※	
	「第52条の3第1項」又は「第52条の3第11項」 (「平成31年旧措置法第47条の2第3項第2号」、「平成29年旧措置法第47条の2第3項第3号」又は「平成27年旧措置法第47条の2第3項第4号」)	00479	

※ 区分番号「00467」は、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の特定都市再生緊急整備地域において取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合が該当します。また、平成25年4月1日以後に都市再生特別措置法の都市再生緊急整備地域(特定都市再生緊急整備地域を除きます。)において取得等をし、又は同日前に取得等をした同法の認定計画に基づく都市再生事業により整備される建築物に係る措置の適用を受ける場合は、区分番号「00470」が該当します。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
倉庫用建物等の割増償却	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (平成28年旧措置法第48条第1項)	00350 ※	「8」欄の金額
	「第52条の3 第1項」又は「第52条の3 第11項」 (第48条第1項)	00593 ※	

※ 区分番号「00350」は、流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律による改正前の流通業務の総合理化及び効率化の促進に関する法律(物流効率化法)の認定又は確認を受けた法人の平成29年3月31日以前に取得等をした倉庫用建物等について平成28年度税制改正前の措置の適用を受ける場合が該当します。また、改正後の物流効率化法の認定を受けた法人が平成28年10月1日以後に倉庫用建物等を取得する場合は、区分番号「00593」が該当します。

「9」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

ただし、震災特例法の規定により適用を受けた場合には、適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
準備金方式による特別償却(特別償却準備金積立不足額)	「第52条の3 第2項」、「第52条の3 第3項」又は 「第52条の3 第12項」	00581	「9」欄の金額

## IV 「適用額明細書」及び「適用額明細書の記載の手引」の掲載案内

### 《参照先》

「国税庁ホームページ」(www.nta.go.jp)→「刊行物等」→「パンフレット・手引」  
→「法人税関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

The screenshot shows the NTA website structure:

- Top Navigation:** 国税庁 NATIONAL TAX AGENCY, ホーム, 税の情報・手続・用紙.., 刊行物等.., 法令等..
- Alert Area (①):** 緊急のお知らせ (Emergency Information), with a link to パンフレット・手引 (Brochure Handbook).
- Section Headers:** パンフレット・手引 (Brochure Handbook), 法人税関係 (Corporate Taxation), 適用額明細書関係 (Application Amount Detail Book).
- Links:** パンフレット・手引、各項目へのリンク (Links to various sections), 広報関係 (Public Relations), 所得税関係 (Income Tax), 源泉所得税関係 (Withholding Income Tax), 法人税関係 (Corporate Taxation), 酒税関係 (Alcohol Tax), 法定調査関係 (Statutory Audit).
- Listed Items (③):** 適用額明細書に関するお知らせ (令和元年6月) (Information on Application Amount Detail Books (June 2019)).
- Sub-sections:** 適用額明細書に関するお知らせ (Information on Application Amount Detail Books), 2 単体法人用 (For Sole Proprietorships), (3) 適額明細書の記載の手引 (平成31年4月1日以後終了事業年度分 (令和元年6月)) (Handbook for Recording Application Amount Detail Books (Business years ending after April 1, Heisei 31 (June 2019))), (4) 適用額明細書 (適用額明細書 (単体申告用) (PDF/488KB)) (Application Amount Detail Book (Sole Proprietorship Declaration Use) (PDF/488KB)).

令和元年6月現在

## 参考 適用額明細書（单体法人用）

F B 4 0 1 1

## 樣式第一

この用紙はとじこまないでください

当該適用額明細書を再提出する場合には、訂正箇所のみ記載するのではなく、すべての租税特別措置について記載してください。